

青木平区自治会

改訂 第2版

青木平 くらしのガイド



人と野鳥のサンクチュアリ



青木平ホームページ

内容

『青木平くらしのガイド』の改訂にあたり.....	4-
『青木平区の将来ビジョン』の実現に向けて.....	5-
1. 食料・飲料水の備蓄.....	7-
2. 出火防止と消火作業.....	7-
3. 非常持ち出し品の準備.....	7-
4. 災害時用簡易トイレの常備を！.....	7-
5. 家庭の役割分担.....	8-
わが家は大丈夫！『黄色いハンカチ作戦』.....	9-
1. 地震発生・家族の安否確認と避難の準備.....	9-
2. 『黄色いハンカチ』で無事を合図.....	9-
3. 班の集合場所へ移動開始.....	9-
4. 中央公園へ避難開始.....	10-
5. 救援・救出活動について.....	10-
自主防災会本部立ち上げ.....	10-
青木平区 避難行動フロー図.....	11-
地震災害時等における施設利用の協力に関する覚書.....	12-
家具などの転倒防止対策について.....	14-
非常持ち出し品・備蓄品.....	16-
災害用伝言ダイヤル『171』の使い方.....	17-
住宅防火7つのポイント.....	19-
ストーブや電気器具など、身近な製品にもご注意を.....	19-
消火器の使い方.....	20-
消火栓の使い方.....	21-
青木平区 防災設備 MAP.....	22-
青木平区の年間行事カレンダー.....	23-
青木平区規約.....	24-
青木平区運営細則.....	32-
青木平区会費細則.....	35-
富士宮市からの委嘱委員の仕事について.....	36-
環境美化推進委員.....	36-
青木平区環境美化委員の仕事内容.....	36-
1. 富士宮市生活環境課からの委嘱業務の内容.....	36-
2. 青木平区への協力行事および役割.....	36-
3. 青木平区環境美化委員の引き継ぎ内容.....	36-

民生児童委員.....	- 37 -
保健委員.....	- 38 -
防災委員（各班選出の防災委員ではありません）.....	- 38 -
青少年指導員.....	- 39 -
富丘地区社会福祉協議会からの委嘱委員の仕事について.....	- 39 -
地域代表.....	- 39 -
体育委員.....	- 39 -
ゴミ集積所の清掃当番表（参考資料）.....	- 41 -
第 1 集積所を利用される皆様へ	- 43 -
青木平区 役員持ち回り表.....	- 44 -
「青木平区役員持ち回り表」新規作成の考え方.....	- 45 -
1. 新たな役員持ち回り表の作成に関する考え方（基本原則）.....	- 45 -
2. 班編成の改編に伴い、任期中に班の異動が生じた場合の処置について.....	- 45 -
3. 特例処置（2017 年、2018 年を調整期間とし、特例処理を講じた）.....	- 45 -
青木平区 中央公園清掃について.....	- 46 -
防災訓練時の各班の役割表.....	- 47 -
青木平夏祭り実行委員長・アトラクション・出店 分担表.....	- 47 -
困った時の連絡先.....	- 48 -

『青木平くらしのガイド』の改訂にあたり

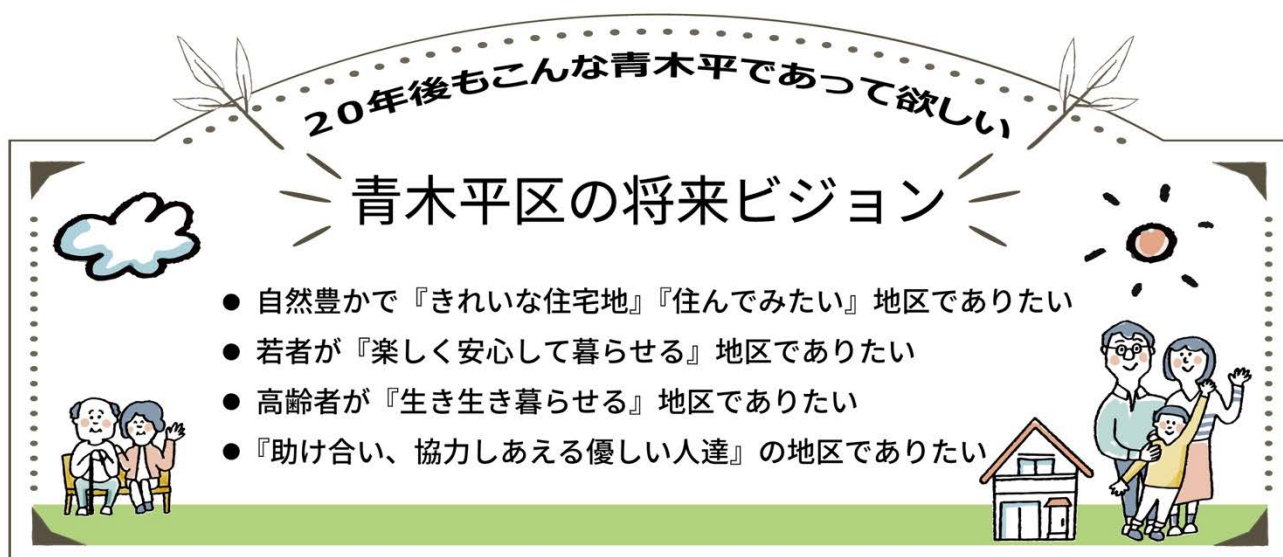
この度、三年ぶりに『青木平くらしのガイド』を改訂する機会を頂きました。ここ、青木平が造成されてから早40年が経過しようとしています。当時と比べると私達を取り巻く社会環境や居住環境も大きく変貌してきています。昨年（令和2年）は、全世界的な感染拡大をもたらした新型コロナウイルス感染症の発生や、外出自粛によるテレワークの利用拡大など、働き方も従来とは異なる新たなスタイルが生まれてきました。

このような大きな社会変化の中、青木平ではより良い居住環境をめざして多くの方々の努力と、ご協力により『きれいな青木平』、『住んでみたくなる青木平』の実現に向けた活動が継続され、現在に至っています。

『青木平くらしのガイド』は文字通り、青木平に住む私達の生活に役立つ冊子として創刊されました。しかし、時間の流れとともに自然環境や防災環境なども変化し、一部ガイドの内容の見直しが必要となりました。

大規模災害発生に対する備えや、高齢化、人口減少など様々な状況変化にどのように備えるのかが大切です。

この冊子が青木平に住むみなさんの生活の一助になれば幸いです。



『青木平くらしのガイド』編集委員会

『青木平区の将来ビジョン』の実現に向けて

日本全体が少子高齢化に直面する中、社会福祉関連事業の充実が叫ばれている昨今、地域の助け合い、支え合いの基盤となるのが自治会組織であることは言うまでもありません。

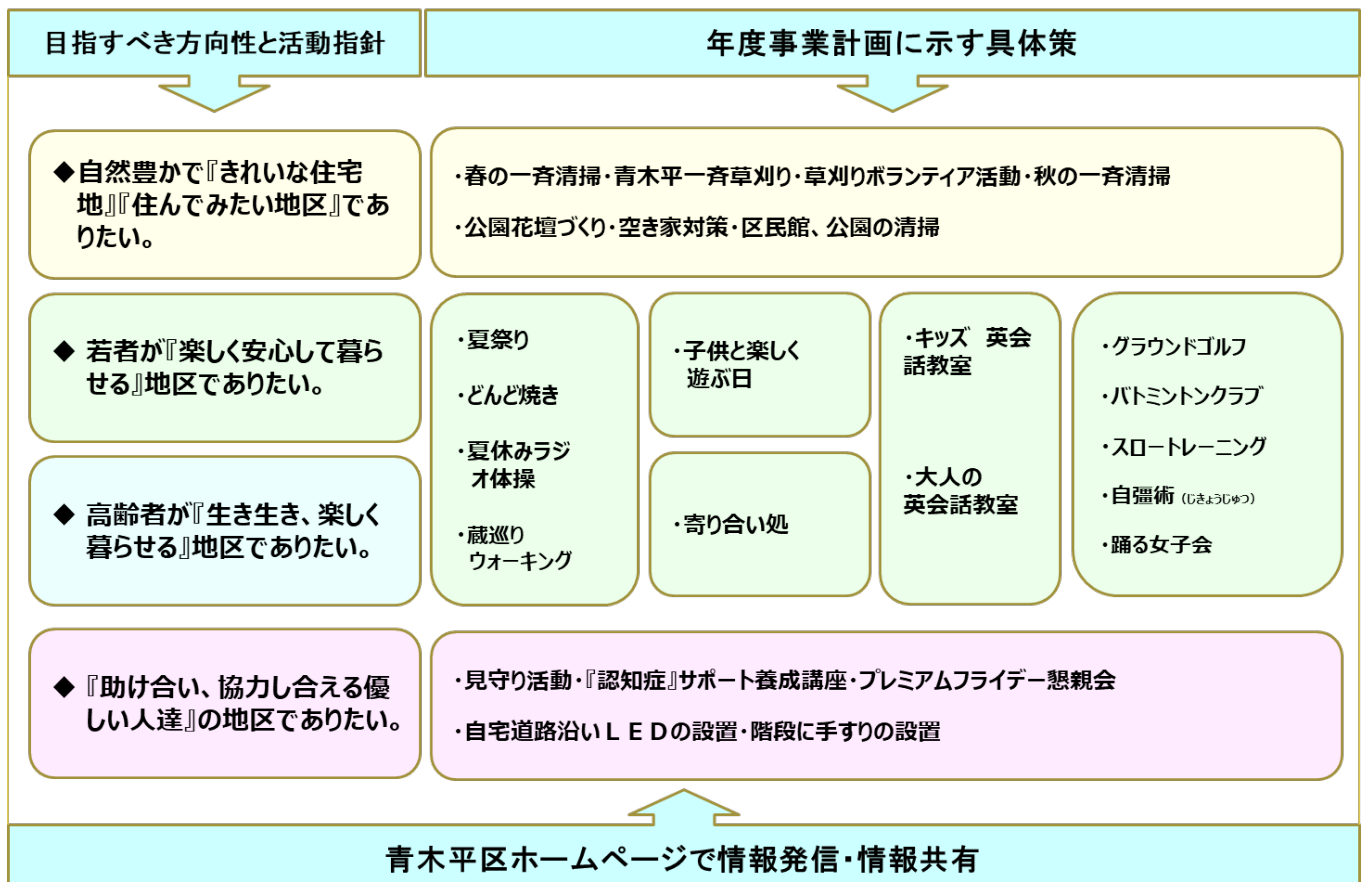
私たちを取り巻く社会環境の変化と共に、自治会のあり方も少しずつ変化していくことになります。

『自治会とは何か?』を改めて問い、見つめ直してみると『区民の、区民による区民のための組織』であることに気づきます。

自治会は、私たちが住む地域の生活環境や安全、安心をみんなで考え、実現するために共に力を合わせ、協力し合うことができる組織であり、地道な活動と経験を積み重ねることにより成長していくことができる共助の組織であるとも言えます。

そのためには、組織として何処(どこ)に向かって歩んでいるのかを示す将来ビジョンを掲げることが大変重要です。『青木平区の将来ビジョン』を羅針盤とし、自治会組織の進むべき方向や、目標を定めていくことです。目標が定めれば具体的な活動が生まれ継続されることになります。

青木平区の将来ビジョンの実現に向けて



青木平区自主防災会より

地震に限らず、台風による河川の氾濫、送電設備の倒壊によるブラックアウト（広域停電）の発生など、各地で大規模な自然災害が多発しています。また、自然環境に大きく影響を与える温暖化が進行し、オーストラリア、ブラジル等で見られる大規模森林火災の発生など、地球規模で自然災害の発生が見受けられます。

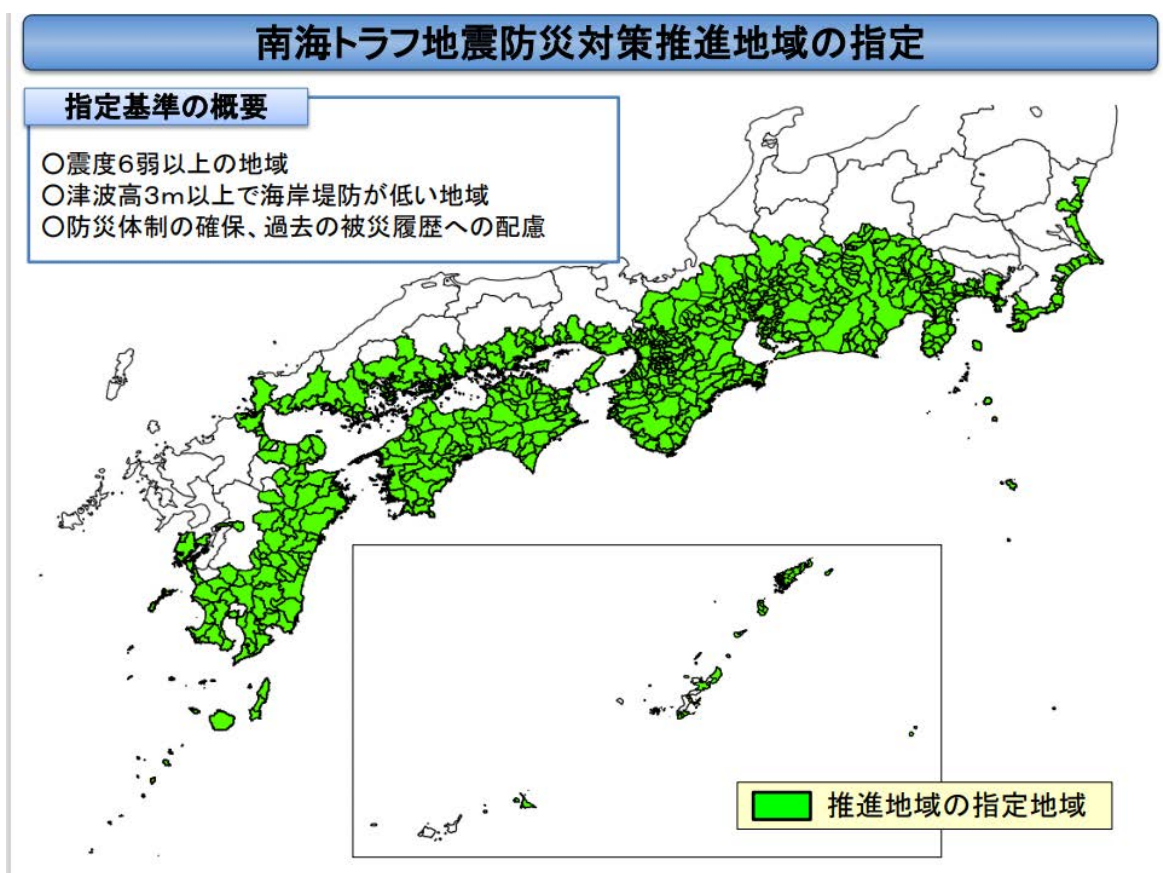
このような環境の中、自らの命と財産を守るためにも、日頃の自然災害への備えは欠かせません。まずは、地震に対する備えとして家屋の倒壊や、家具の転倒があります。家屋の耐震診断と補強、家具の転倒防止対策および食料・水の確保は、是非お願い致します。

また、万が一大地震が発生した場合は、大都市圏を含む広域被害が想定でき、食料や飲料水などの救援物資が滞ることも考えられます。青木平区は『在宅避難』を基本としていますので、各ご家庭での食料、水等の備蓄を心がけてください。



国がしめす地震防災対策は大きく様変わりしています。

「大規模地震対策特別措置法」は東海地震の直前予知ができることを前提に制定され、地震の発生が切迫する状況になったら総理大臣は「警戒宣言」を発令し、社会に緊急的な行動を取ることで被害を軽減しようとした。しかし、現在の科学では正確な地震発生の予知は困難であることから、「警戒宣言の発令」の見直しが行われ、南海トラフを震源とする大規模地震への防災対策が検討されています。



1. 食料・飲料水の備蓄

大震災が発生した場合は、道路や水道施設が破損して使用できなくなることが考えられます。大都市圏を含む広域被害により、行政による救援活動もすぐには行われません。青木平区では『在宅避難』を基本としていますので各家庭において1週間（7日間）程度は生活できるように、みなさんには下記のような食料や飲料水の備蓄を強く要望いたします。

食料は非常食 3 日分を含む 7 日分を確保 飲料水については、1 人 1 日 3 リットルを 7 日分

毎年富士宮市より配給される非常食はごく少量なものであり、青木平区では、これを防災訓練時における給食訓練に使用しています。

災害時に各家庭に配るだけの非常食および飲料水は備蓄しておりませんので、各家庭にて必ず備蓄してください。

2. 出火防止と消火作業

青木平区周辺の山林は、冬の乾燥期には山火事になる危険があります。出火の際には初期消火が極めて大切ですので、**消火器を備え**、すぐに使えるようにしておきましょう。

また、ガスボンベの転倒防止やストーブは耐震自動消火装置付きにするなど、器具そのものの対策もしておきましょう。

避難時には、誰もいなくなった家屋で電気の復旧による通電や配線のショートが原因と考えられる火災が発生しています。

避難時には必ずブレーカーを切ることを忘れないでください。青木平区では可搬式放水ポンプおよび消火栓等の防災機材の操作訓練を実施しています。

防災委員に限らず、多くの方の参加をお願い致します。



3. 非常持ち出し品の準備



避難時にすぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせ用意してください。当面暮らせるだけの食料・飲料水・日用品・貴重品等を準備しておきましょう。

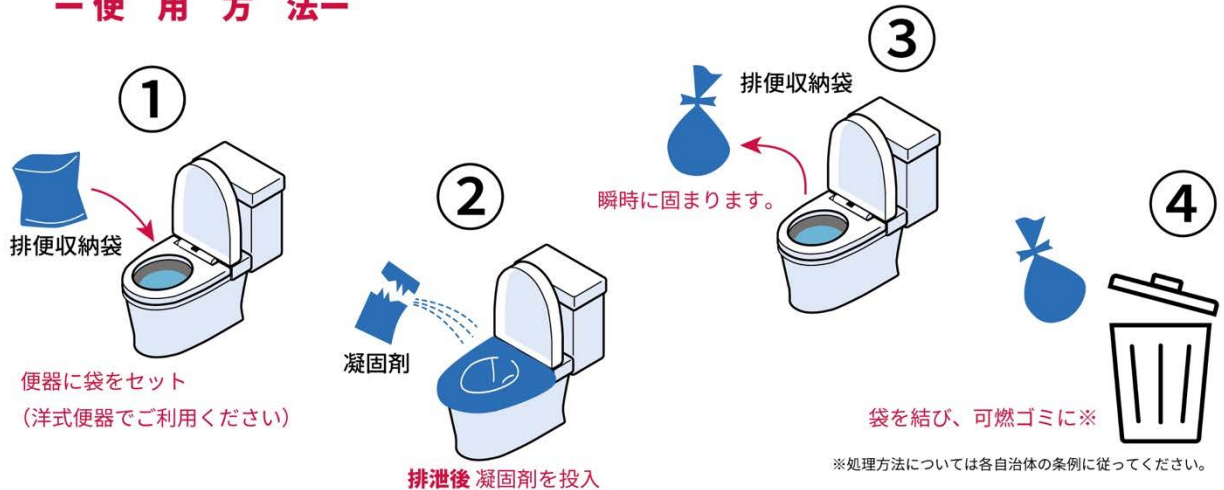
また、日ごろ服用している薬や、かかりつけ医、介護支援者などを記載したのも非常持ち出し品の中に入れておき



4. 災害時用簡易トイレの常備を！

南海トラフ大地震等により大規模災害が発生した場合、長期間に渡り断水が発生する可能性があります。飲料水の備蓄と共に重要なことは、トイレ問題です。断水すると水洗トイレは使用出来なくなります。水が使えないことも考え、簡易トイレの常備をお願い致します。

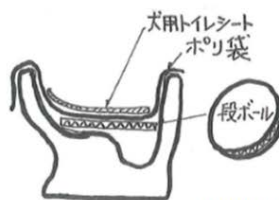
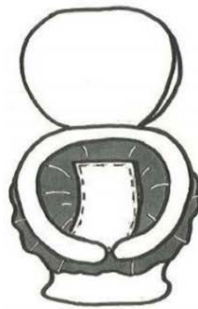
－使用 方 法－



また、吸水性に優れたペット用のトイレシートを災害時の簡易トイレ用として常備しておくことも、いざというときに役立ちます。

密閉できるビニール袋の中にトイレシートを入れ、バケツやトイレなどにセットすれば、人間用のトイレとしても使えます。なお、トイレシートは消臭タイプも販売されています。

1. 犬用トイレシート法



- ①犬用トイレシート (M: 33cm×45cm位のもの) を用意
- ②あらかじめ、ポリ袋の下に丸く切ったダンボールやプラスチック製の下敷き (便器にちょうど入る大きさ) を敷いて平らにしておく和良好的。
(便が落ちる位置が安定する)
- ③尿の吸収量は多く、便を包んで捨てることもできる点で、良い方法です。
また、トイレシートの下に新聞紙を敷いておくと、便を片付ける時に包んで捨てやすい。

¥ 1包 (108枚) で1280円 (1枚: 12円)

※子供用や介護用のオムツも同じように使えますが、犬用に比べてねだんが高いです。

5. 家庭の役割分担

Copyright © 2014 女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト

日ごろの防災対策や突然地震が発生した時に、“誰が、何を”するのか、家庭内で話し合っておきましょう。

わが家は大丈夫！『黄色いハンカチ作戦』

災害時の安否確認を迅速に行うために

= 震度 5 強以上で実施 =

震度 5 強以上で市の同報無線を通じて放送されます。

1. 地震発生・家族の安否確認と避難の準備



- (1) 家の中の安全な場所へ避難し、揺れがおさまるのを待つ。家族の安否を確認する。
- (2) ガスの元栓を締め、身の回りの火の始末をおこない、電気のブレーカーを落とす。
- (3) 負傷者や火災が発生した場合は、近隣に大声で救援を求めましょう。火が出た時は直ちに消火活動に移る。※ 家庭内に消火器を必ず備えておきましょう。

- (4) 異常がなければ、もう一度、ガスの元栓、電気のブレーカーを確認し、玄関前に『黄色いハンカチ』を掲げる。



2. 『黄色いハンカチ』で無事を合図

- (1) 各家は、玄関先に「黄色いハンカチ」を掲げ無事を知らせる。
- (2) 班のグループ長は、玄関先に掲げられた「黄色いハンカチ」を目印に、班員の安否を確認する。
- (3) 班のグループ長またはお隣は、要援護者のいる家に声をかけ、支援の要否を確認する。
- (4) 異常があった場合はグループで救援活動に入るとともに、班長に連絡して班全体の救援活動を依頼する。



3. 班の集合場所へ移動開始

- (1) 各世帯は、グループでまとまり予め決めておいた班の集合場所に行き、そこで待機する。
- (2) 班の集合場所へ到着した班のグループ長は、班員の安否状況（黄色いハンカチ掲出状況）および、要援護者の状況を班長に連絡する。
- (3) 班の防災委員は班長と連携し、班内の避難状況を把握し、区の災害対策本部に行き、町内会長に避難状況を報告する。

※防災委員は車、バイク、自転車等を使用し、対策本部と班の集合場所で待機する自班との情報連絡を行います。

4. 中央公園へ避難開始

班長は、班の防災委員からの連絡を受け、指示に従い中央公園へ避難を開始する。

中央公園では班毎に集合しましょう。



5. 救援・救出活動について

ケガをされた方がいる場合は、まずは救援要請を図るため公園へ向かい、複数の応援者とともに救出行動をとりましょう。

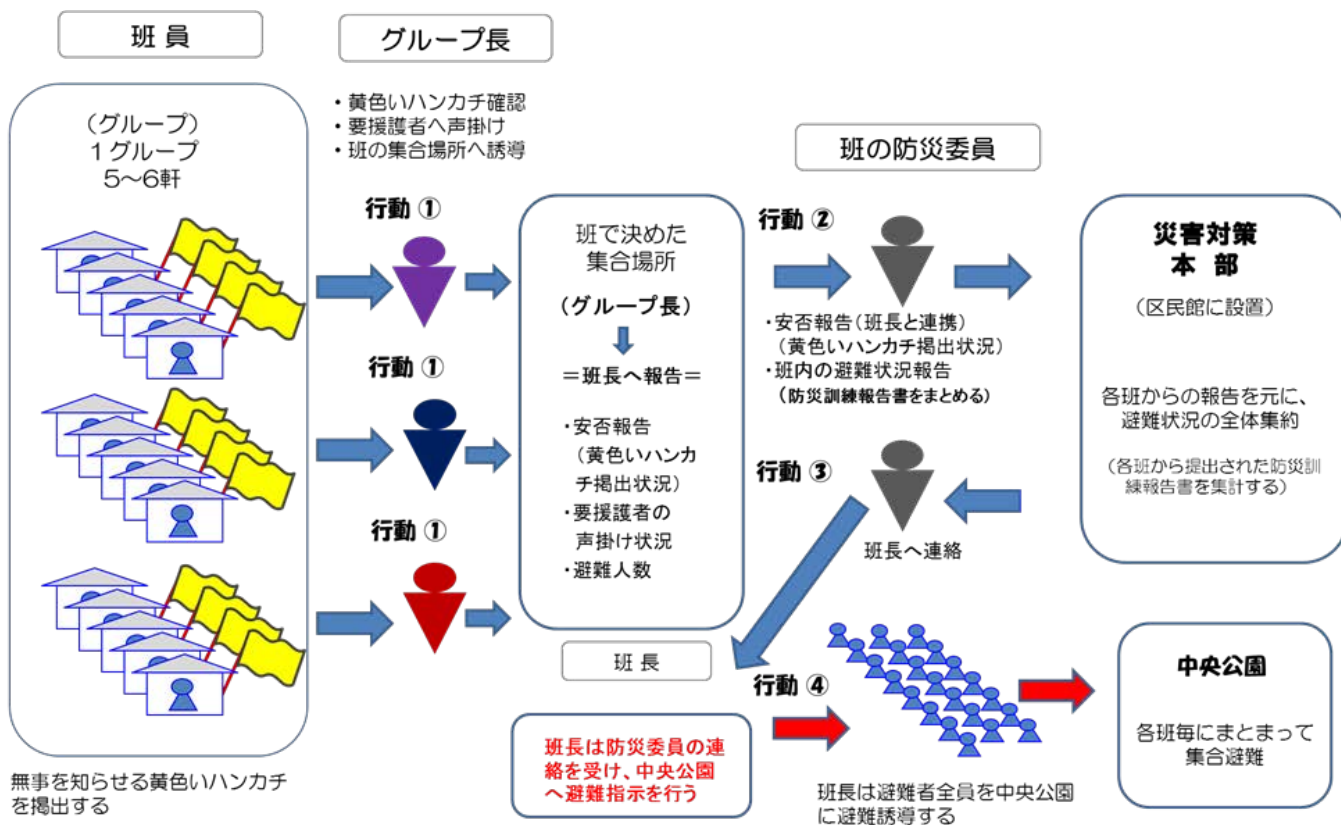
一人で行う救出行動は危険です。余震の発生も考え、二次災害を防ぐためにもなるべく複数で行動しましょう。

自主防災会本部立ち上げ

1. 防災本部要員（区長、町内会長、防災委員長をはじめとする区の執行役員）は地震の揺れがおさまったら速やかに区民館に集合し、災害対策本部を立ち上げる。
2. 町内会長は、所属の班の防災委員から状況を聴取し、本部長（区長）に報告する。
3. 本部長は、区全体の被災状況を確認し、被災の状況に応じて救護、救援活動を発令する。異常がなければ各班の集合を解き、帰宅を指示する。
4. 大災害になった場合は、本部は一時避難所（中央公園）の運営を開始し、行政の指示や、災害状況、備蓄物資状況、公的機関の支援状況を勘案して市の指定避難所（富丘小学校）へ避難するか否かを判断、決定する。

※家屋の倒壊、半壊など、『在宅避難』が難しい場合は、指定避難所へ避難する。

青木平区 避難行動フロー図



地震災害時等における施設利用の協力に関する覚書



地震災害時等における施設利用の協力に関する覚書

令和元年9月6日

大規模地震発生の子知が困難とされる昨今、東南海地震をはじめとする今後起こりうる大規模地震の発生が現実のものとなつてしまった場合、青木平区（以下「甲」という。）の住民で、在宅避難が困難な被災者の一時避難所として、貴認定こども園青木リズム（以下「乙」という。）の一部施設を利用して頂きたくお願い申し上げる次第です。

（趣 旨）

第1条 この覚書は大規模地震発生より、甲に甚大な被害が発生した場合、甲の要請として甲の在宅避難困難者の一時避難場所として乙が管理する施設（以下「施設」という。）の一部を利用させることに関する必要事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本覚書の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 静岡県富士宮市青木平300番地

施設名 認定こども園青木リズム

甲は、乙の指示に基づき一部施設を利用するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時に、前条で規定する施設を一時避難所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（協力内容）

第4条 大規模地震発生が昼間であり、乙の施設に園児がいる場合は帰宅困難となる恐れがある。このような場合は、園児の保護を目的として、甲の住民への協力を要請することができる。この場合、甲は乙の保育士の指示に従い協力する。

2 乙は、甲の在宅避難困難者の一時避難所として一部施設の利用に協力するとともに、園児への影響を考慮し、施設利用範囲を甲に指示する。

3 大規模地震発生が夜間であった場合は、乙は第3条の要請に基づき一時避難所として施設利用に協力する。

（意見交換会等）

第5条 甲および乙は、必要に応じて本覚書の実施について必要な意見交換会等を開催するものとする。

(覚書の期間)

第6条 この覚書は、締結の日から効力を発し、甲または乙から書面による意思表示がない限り継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年 9月 6日

甲 富士宮市青木平401番地

青木平区 区長

武井信夫



乙 富士宮市青木平300番地

社会福祉法人鶏声会

認定こども園青木リズム理事長

井澤昭



家具などの転倒防止対策について

静岡県『地震防災ガイドブック』より抜粋

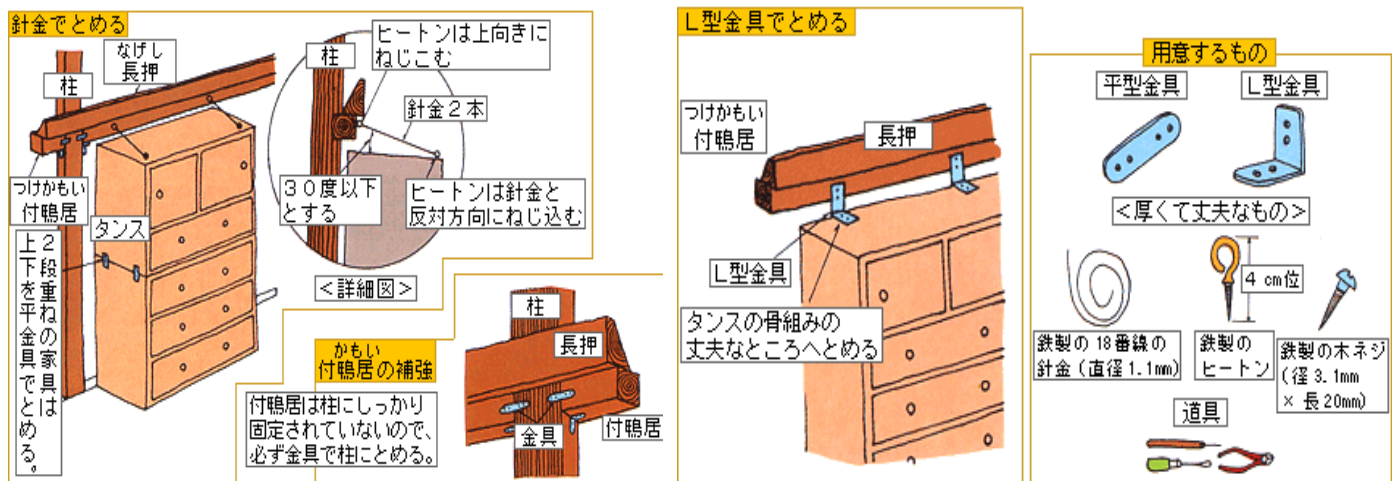
どんなに建物を丈夫にしても、地震のときに、タンスや食器戸棚が倒れてきてケガをしてはなにもなりません。特に、寝室のタンスや食堂の食器棚、玄関の下足棚などは対策が必要です。

家具などの転倒による被害を防ぐには、皆さんのちょっとした工夫や日曜大工でも、十分な安全対策ができます。

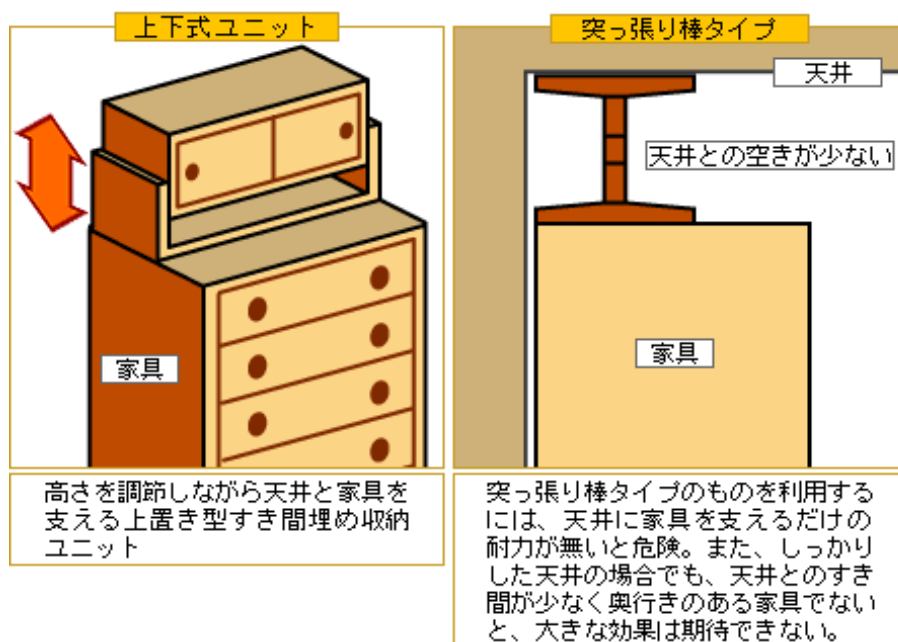
また、寝ているときに身を守る方法として、寝室には家具などを置かないなど、住まい方の工夫をしましょう。

タンスのとめかた

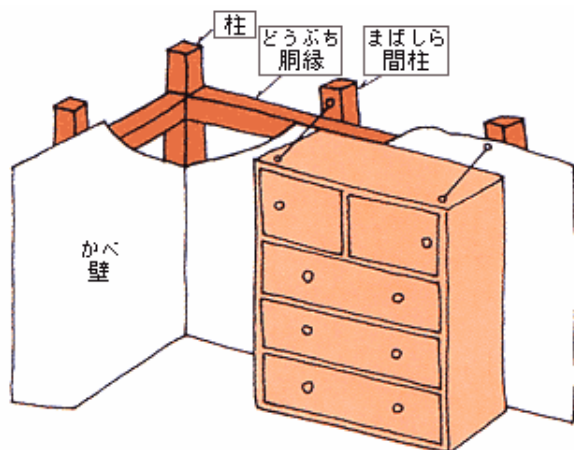
背の高い家具は、鴨居に針金やL型金具でとめる。



(1) 棧に固定できない場合の固定方法

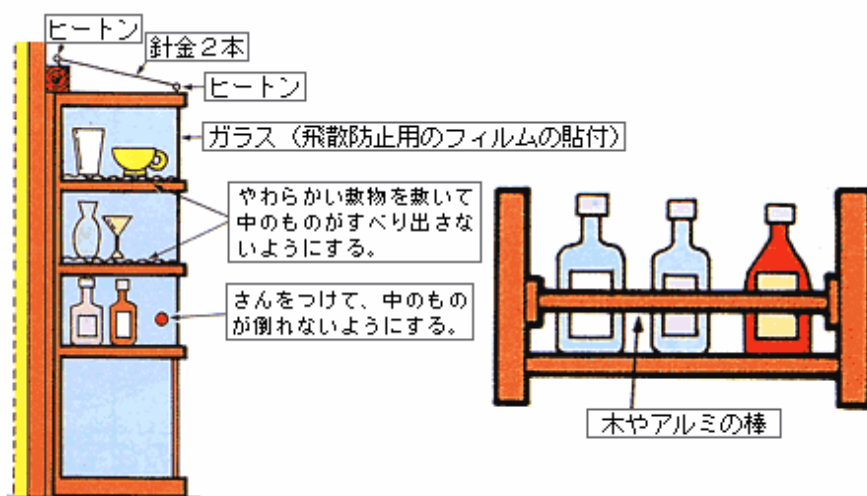


(2) 柱の见えない壁にとめる場合

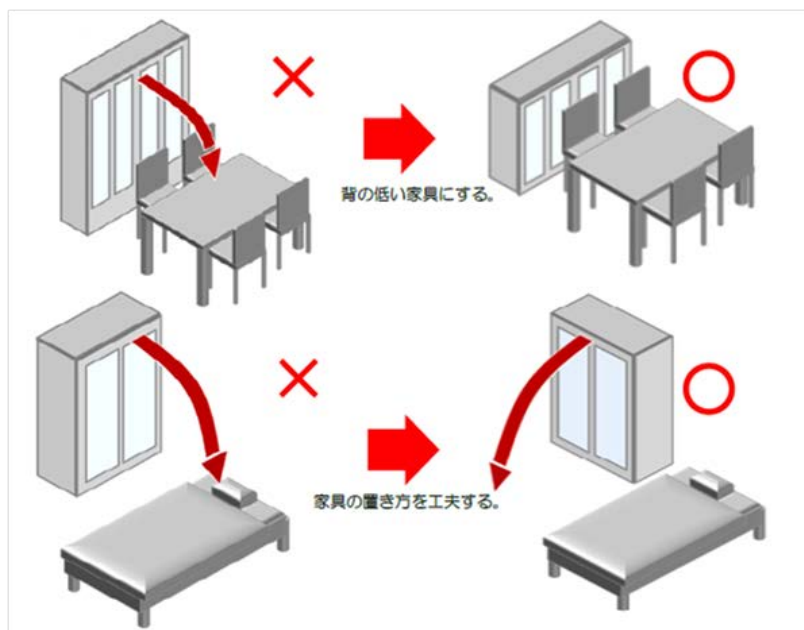


柱の见えない壁を背にして家具をとめる場合は、壁をたたいて中の間柱や胴縁のあるところをみつけて、ヒートンや金具でとめる。

(3) 食器戸棚のとめかた



(4) 『寝る場所』や『座る場所』の家具の置き方



東京消防庁：『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック』より抜粋

非常持ち出し品・備蓄品

預金通帳、生命保険証書、年金手帳、健康保険証も忘れずに！

非常持ち出し品は、家族構成を考えて必要なものを用意しておきましょう。「わが家の非常持ち出し品リスト」を作り定期的に点検を行ない、非常持ち出し袋などに入れ、いつでも持ち出せる場所に置きましょう。また、備蓄しておき後で取り出す物と分けておきましょう。

1) 非常持ち出し品チェックリスト (例)



2) 備蓄品チェックリスト (例)



夜、寝ているときも

身近な所に、懐中電灯、ラジオ、靴またはスリッパなどを置いておきましょう。(素足では、割れたガラスでケガをします。)



赤ちゃんのいる家庭では

ミルク、哺乳ビン、離乳食、スプーン、オムツ、清浄綿、おふい紐、バスタオル又はベビー毛布、ガーゼ又はハンカチなどを追加。



災害用伝言ダイヤル『171』の使い方

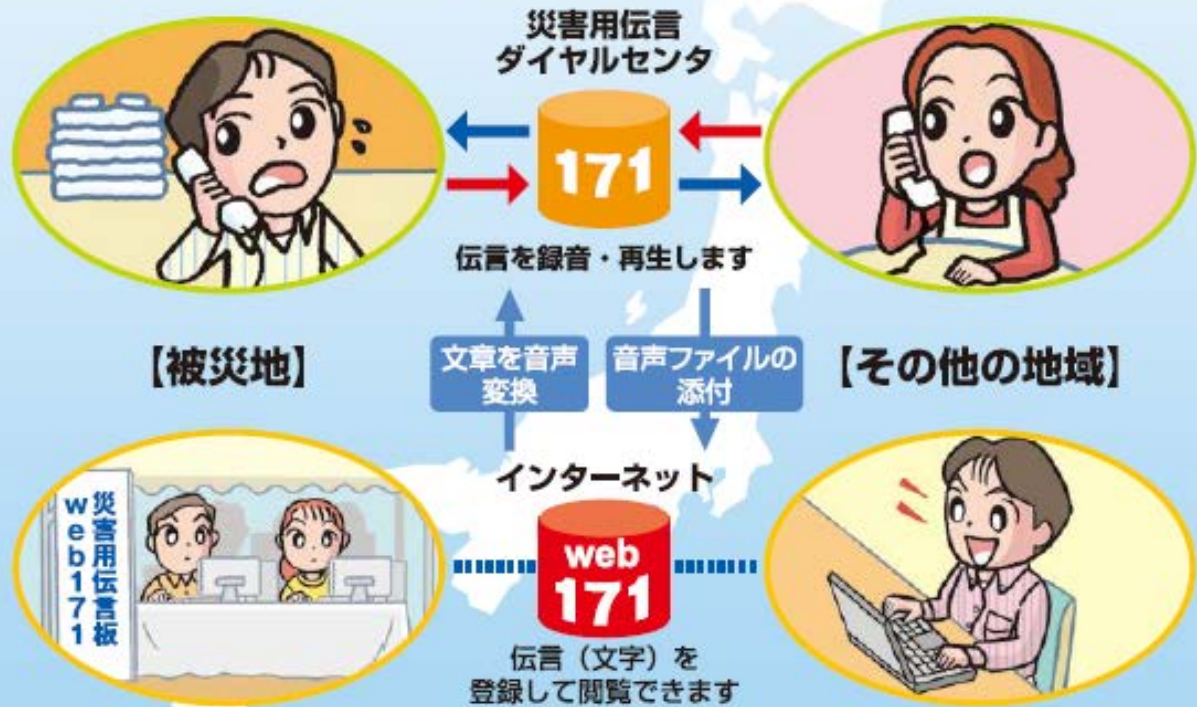


災害用伝言サービス「171」&「web171」

NTT西日本が提供する災害用伝言サービスには、電話を利用する声の伝言板「災害用伝言ダイヤル171(電話サービス)」とインターネットを活用する「災害用伝言板web171」があります。

大規模災害発生

電話による安否確認の連絡が取りにくいときの、被災地域内やその他の地域の方々との伝言板です。



ご利用方法

裏面のご利用案内を確認の上、ご利用ください。

被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板、「災害用伝言ダイヤル171」

利用ガイダンスにしたがってご利用ください。

伝言の録音方法	伝言の再生方法
1 171 にダイヤルする ▼ガイダンスが流れます	1 171 にダイヤルする ▼ガイダンスが流れます
2 録音する場合は 1 電話番号を利用する 録音は「3」 ▼ガイダンスが流れます	2 再生する場合は 2 電話番号を利用する 再生は「4」 ▼ガイダンスが流れます
3 (●●●●●●●●●●●●●●●●) 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・機能 の電話番号をダイヤルしてください。 *市外回線からダイヤルしてください。	3 (●●●●●●●●●●●●●●●●) 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・機能 の電話番号をダイヤルしてください。 *市外回線からダイヤルしてください。

※伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。
聞かれにくいメッセージを録音する場合は、あらかじめ電話番号を決めておく必要があります。

家族等の安全がインターネット上で確認できる、「災害用伝言板web171」

画面の指示によりご利用ください。

登録方法	閲覧方法
1 https://www.web171.jp にアクセス	1 https://www.web171.jp にアクセス
2 電話番号を入力 (●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●) 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・機能 の電話番号を入力してください。 *市外回線から入力してください。	2 電話番号を入力 (●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●) 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・機能 の電話番号を入力してください。 *市外回線から入力してください。
3 画面の指示に従って、 文字による伝言を登録してください	3 画面の指示に従って、 文字による伝言の追加登録をしてください

災害用伝言ダイヤル(171) ご利用案内

ご利用できる電話

加入電話、ISDN※、公衆電話、ひかり電話※、災害時特設公衆電話からご利用できます。携帯電話やPHS等の他社電話サービスからもご利用いただけますが、詳しくは各通信事業者へお問い合わせください。

※ダイヤル式電話機をお使いの場合、ご利用になれません。

登録できる電話番号

災害により電話がかかりにくくなっている地域の加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号。登録可能な設定範囲は、市外局番を単位として行います。

ご利用料金

伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者にお問い合わせください。

ご利用方法等をご案内しています <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

災害用伝言板 (web171) ご利用案内

ご利用できる環境

インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォン等でご利用できます。

※一部の機種ではご利用になれません。

登録できる電話番号

加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号。

ご利用料金

安否情報の登録、閲覧等に伴うサービス利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダ一利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通話料等が別途必要となります。

ご利用方法等をご案内しています <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

体験利用のご案内

◆体験利用日

- 毎月1日及び15日 00:00~24:00
- 正月三が日 (1月1日00:00~1月3日24:00)
- 防災週間 (8月30日9:00~9月5日17:00)
- 防災とボランティア週間 (1月15日9:00~1月21日17:00)

◆伝言保存期間

伝言保存期間は体験利用期間のみ

◆利用料金

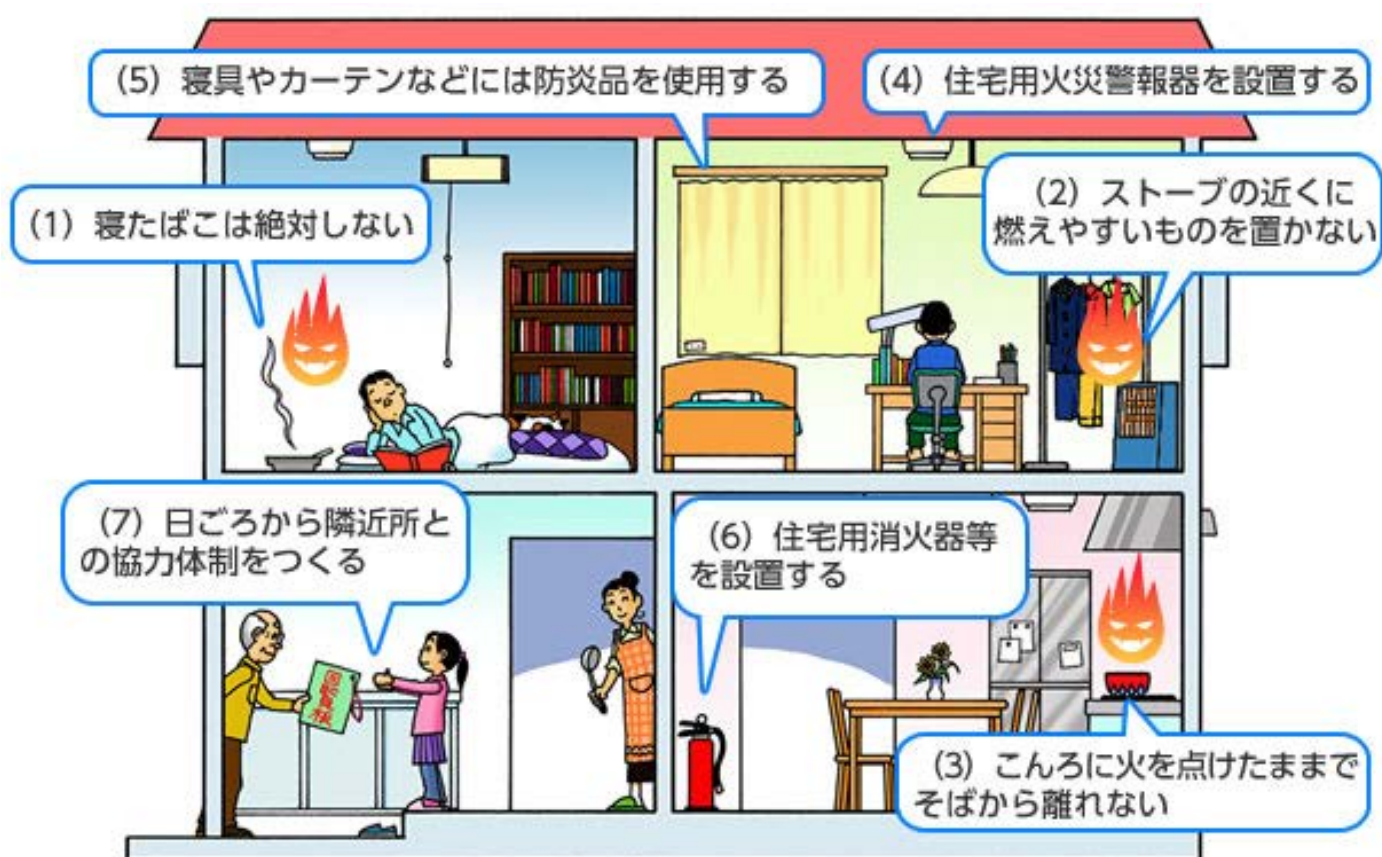
<災害用伝言ダイヤル(171)>

伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者にお問い合わせください。

<災害用伝言板(web171)>

体験利用であっても通話料は発生します。

住宅防火 7つのポイント



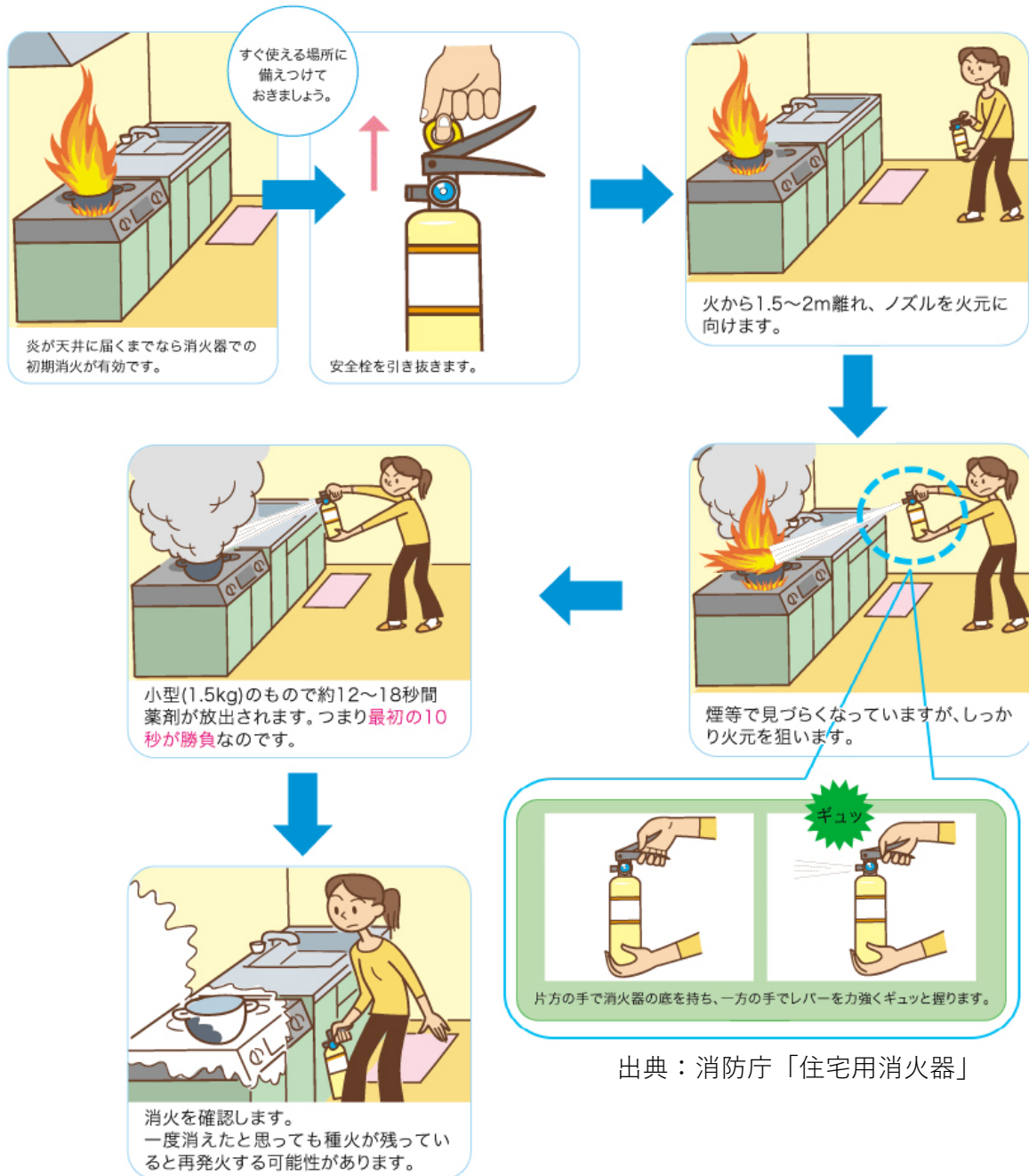
ストーブや電気器具など、身近な製品にもご注意を



住宅火災の火元として、1位「こんろ」の次に、2位「たばこ」、3位「ストーブ」が続いています。これらの製品については、長期間の使用による部品の劣化や誤った使い方などによって発火し、近くの衣類や布団などの可燃物に燃え移って火災になる場合があります。住宅火災を防ぐために、ストーブをはじめとする暖房機器や電気器具などにも注意しましょう。

出典：政府広報オンライン

消火器の使い方



出典：消防庁「住宅用消火器」

住宅用消火器は、業務用消火器のように消火薬剤の詰め替えや点検をする必要はありません。ただし、使用期限はありますので、定期的に交換するようにしましょう。

普通火災適応	天ぷら油火災適応	ストーブ火災適応	電気火災適応

消火栓の使い方

1. 消火栓の設置場所の確認

消火栓の位置は、『青木平区 防災設備 MAP』に記号で記されています。事前に確認しておきましょう。

道路に設置された消火栓は四角の枠で、黄色のペンキで表示してあります。



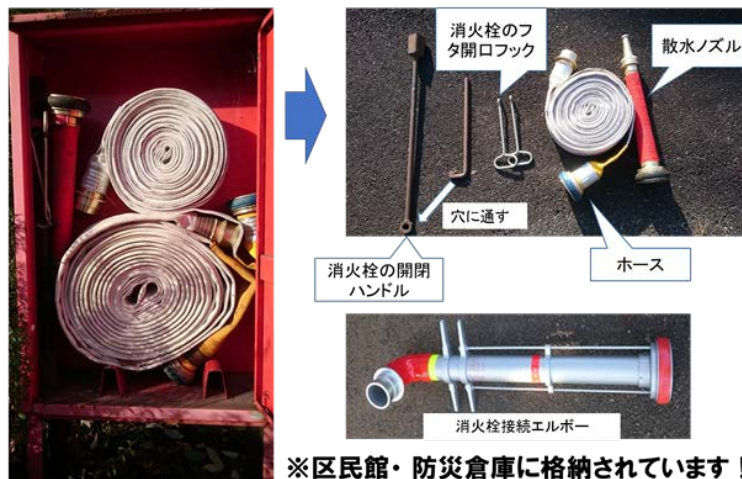
(消火栓)

四角の枠で黄色のペンキ

2. 消火栓使用前の準備

『消火ホース格納箱』から、下記の図に示す道具を確認し、火災現場に急行します。

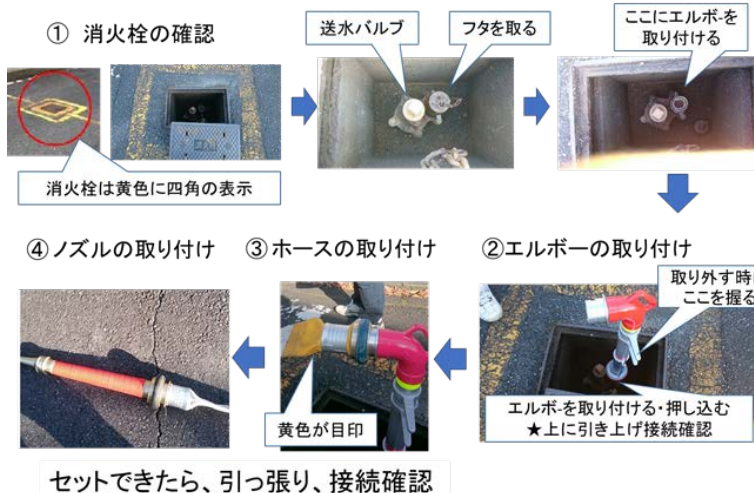
消火ホース格納箱及び防災倉庫に収納されている道具類



※区民館・防災倉庫に格納されています！

3. 消火栓とホースの接続

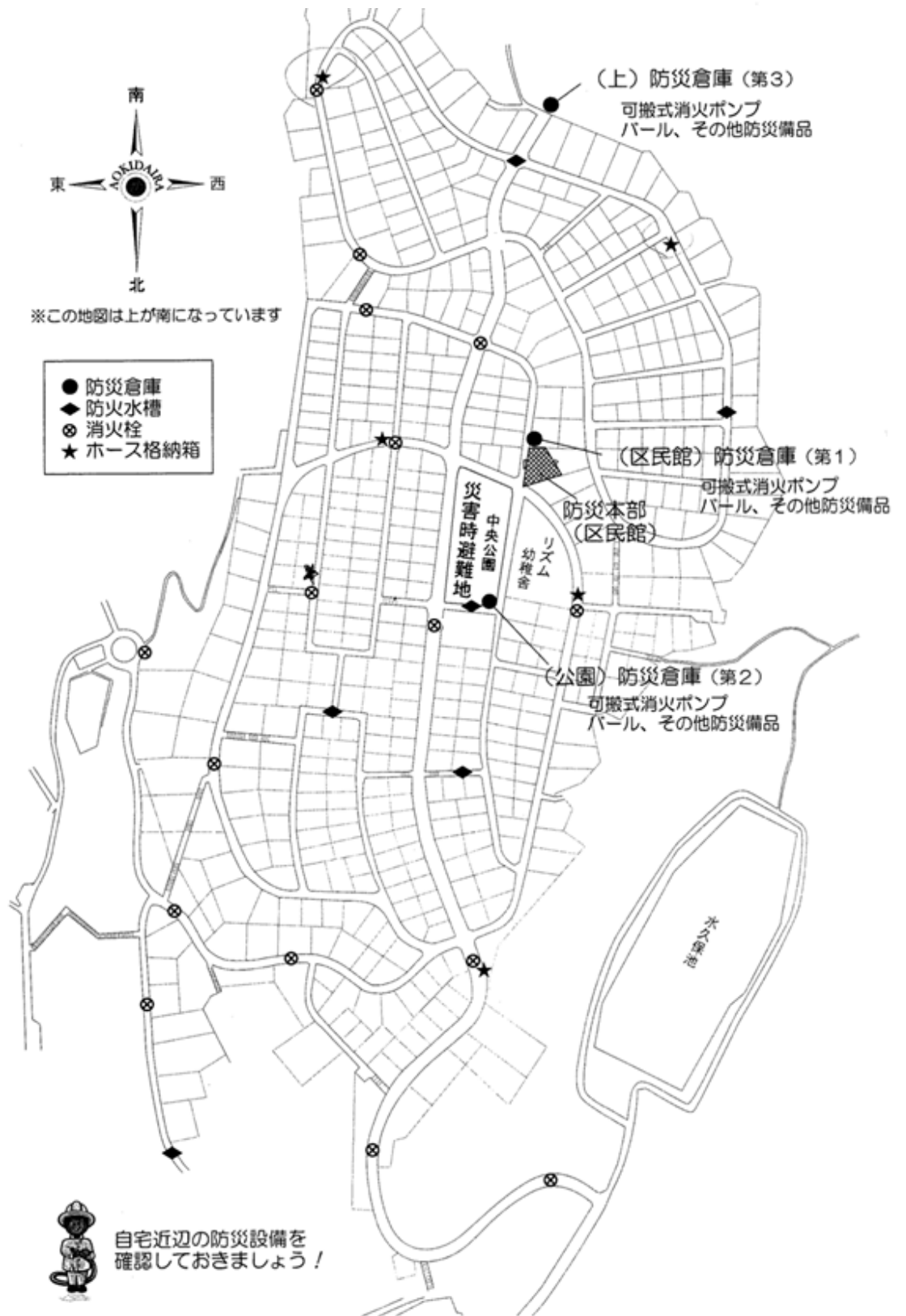
消火栓とホースの接続方法














消火栓とホースの接続が完了したら、放水ノズルの担当者の合図を受け、送水バルブの開閉担当者は、送水バルブをゆっくり反時計回りに回し、バルブを開け送水を開始します。

火災現場と消火栓の位置が離れている場合は、ホースを数本接続します。このような場合は、放水開始、停止の合図の伝達が必要となりますので、必要人数を配置してください。なお、ホースは各防災倉庫に格納されています。

青木平区 防災設備 MAP



青木平区の年間行事カレンダー

4 月	
<p>春の一斉清掃</p> 	<p>定期総会</p> 
8 月	
<p>青木平夏祭り</p>  <p>子供と楽しく遊ぶ日</p> 	<p>総合防災訓練</p>  <p>8月の最終日曜日</p>
9 月	
<p>敬老祝賀会</p> 	<p>青木平区一斉草刈り</p> 
11 月	
<p>富丘交流センターまつり</p> 	<p>秋の一斉清掃</p> 
12 月	
<p>地域防災訓練 (第1日曜日)</p>  	<p>どんど焼き</p> 

青木平区規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、青木平区という。

(区域)

第2条 この会の区域は、住居表示『富士宮市青木平』の全域とする。

2 前項の区域を分割し、別に定める町内会及び班を置く。

(事務所の所在地)

第3条 この事務所は、青木平区民館（富士宮市青木平 503 番地）に置く。

(目的)

第4条 この会は、会員相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 回覧版の回覧等会員相互の連絡に関すること。
- (2) 美化、清掃等区域の環境整備に関すること。
- (3) 会員の親睦、研修会、教養講座の開催などに関すること。
- (4) 会員の福利厚生及び保健体育に関すること。
- (5) 防災訓練の実施等区域内の防災、防犯、交通安全に関すること。
- (6) 集会施設の維持管理及び運営に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員及び賛助会員

(会員及び賛助会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 この会に賛助会員を置くことができるものとし、賛助会員になることができる者はこの会の活動を賛助する個人、法人及び団体とする。

(会費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 この会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込を区長に提出するものとする。

2 この会は、前項の提出があった場合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。但し、賛助会員に対してはその限りではない。

3 この会は、新たにこの会の区域内に住所を有することになった個人に対し、この会の目的を説明し、入会の案内を行うものとする。

(退会)

第9条 この会を退会しようとする会員は、区長にその旨を届けなければならない。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(資格停止)

第10条 区長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会に諮り一定期間その資格を停止することができる。

(1) 会費を長期にわたり滞納したとき。

(2) その他会員としての著しい業務違反があったとき。

(会費の不返還)

第11条 退会した会員がすでに納入した会費、賛助会員その他拠出金品は返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第12条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 区長 | 1名 |
| (2) 副区長 | 1名 |
| (3) 理事 | 4名以内 |
| (4) 町内会長 | 2名 (各町内会1名) |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 班長 | 各班1名 |
| (7) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第13条 区長、副区長、理事及び監事は、別に定める役員選考委員会の推薦により総会の議決を得て選任する。なお、監事は、他の役員を兼ねることはできない。

2 町内会長は、各町内会での互選により、総会の議決を得て選任する。

3 班長は、各班での互選により選任する。

4 会計は、会員の互選により総会の議決を得て選任する。

(役員職務)

第14条 区長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副区長、町内会長は区長を補佐し、区長の事故あるとき、又は区長が欠けたときは、あらかじめ区長が決めた順位により、その職務を代行する。

3 班長は、班を代表し、班のとりまとめを行うとともに、役員として区の運営に参画する。

4 会計は、この会の会計事務を処理する。

5 監事は、次の業務を行う。

(1) この会の業務執行、会計及び資産の状況を監査し、その結果を総会に報告すること。なお、必要があると認めるときは、臨時に監査を行うことができる。

(2) 業務執行、会計及び資産の状況について、不正などの事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

6 区長、副区長、理事、町内会長及び会計は、執行部を構成し、この会を運営推進する。

(役員任期)

第15条 この会の役員任期は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|----|----|
| (1) 区長 | 任期 | 2年 |
| (2) 副区長 | 任期 | 2年 |
| (3) 理事 | 任期 | 1年 |
| (4) 町内会長 | 任期 | 2年 |
| (5) 会計 | 任期 | 2年 |
| (6) 班長 | 任期 | 1年 |
| (7) 監事 | 任期 | 2年 |

2 役員に欠員が生じたときは、第13条に定めるところにより補充することができる。

この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第9条2項に定めるところにより退会した場合を除き辞任した場合は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを解任することができる。また、班長の解任については、班員全員の協議によりこれに準ずるものとする。但し、役員を解任する場合は、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるとき。

(顧問及び相談役)

第17条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、区長が役員会に諮り委嘱する。H28.4.17 改定

3 相談役は、区長経験者とする。

4 顧問及び相談役は、区長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べるができる。

5 顧問及び相談役の任期は1年とし、再任を妨げない。 H28.4.17 追加

(役員などの報酬等)

第18条 役員に対しては、別に定める額の報酬及び慰労金を支給することができる。

2 役員、顧問及び相談役に対しては、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第19条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成、総会の議決権)

第20条 総会は、次項に定める議決権を有する会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、1世帯につき世帯主会員、又は世帯主に準ずる会員1票とする。同居の複数世帯が各個別世帯の扱いを希望する場合は、区長に届出をして承認を受けなければならない。

3 役員会は、区長、副区長、理事、町内会長、班長及び区会計をもって構成する。

但し、これらの役員以外の委員（地域代表委託委員、区委託委員）及び顧問、相談役ならびに関係者を参加させることができる。

（会議の機能）

第21条 総会は、この規約で別に定めるものにほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 規約の制定、改廃に関する事。
- (4) 役員（班長を除く）の選任及び解任に関する事。
- (5) その他この会の運営に係る重要事項に関する事。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事、事業報告及び収支決算に関する事、その他総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

（総会の開催）

第22条 通常総会は、毎年度1回開催するものとし、その時期は、年度終了後3か月以内の日とする。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は全会員の5分の1以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（役員会の開催）

第23条 役員会は、原則として定例会を隔月1回開催するものとし、更に区長が必要と認めたとき、又は役員現在数の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（会議の招集）

第24条 総会及び役員会は、区長が招集する。

2 区長は、第22条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を、前条の規定による請求があったときは、その日から20日以内に役員会を招集しなければならない。

3 総会及び役員会の招集は、書面又は口頭により、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。但し、役員会については、区長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

（会議の議長）

第25条 総会の議長は、その総会の出席会員のうちから選任する。

2 役員会の議長は、区長がこれにあたる。

（会議の定足数）

第26条 会議は、総会にあっては議決権を有する会員の、また役員会にあたっては役員現員数の2分の1以上の出席者がなければ開催することはできない。

(会議の議決)

第 27 条 会議の議事は、この規約に定めるものの他、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会議における書面表決)

第 28 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員の現在数
- (3) 出席した会員の数又は役員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 開催目的及び決議事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 班及び部会等

(班)

第30条 この会の会員は、別紙1に掲げる班に必ず所属するものとし、その所属する班は会員の住所により定める。

2 班には班長1名を置く。

3 班長は班を統括し、班において第5条の事項を推進するとともに、役員として区の運営に参画し、班内の意見を提言する。

(委員会・部会)

第31条 この会に、次の委員会を置き、役員会において選任した委員をもって構成する。委員会には委員長1名を置く。

委員会について必要な事項は、別に定める。

(1) 自主防災会

(2) その他の第5条の事業を行うに必要な委員会

2 この会に、次の部会を置くことができる。

部会には部長1名を置く。

部会について必要な事項は、別に定める。

(1) 体育部会

(2) 女性部会

(3) 青年部会

(4) 老人部会

(4) 子供会

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 寄付金及び寄付物品

(4) 活動に伴う収入

(5) 資産から生じる果実

(6) その他の収入

(資産の管理)

第33条 資産は区長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

2 第32条第1号に定める資産のうち不動産は、これを処分し又は担保に供することはできない。但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第34条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この会の事業計画及び収支予算は、区長が作成し、毎会計年度の当初に総会の承認を得て定めなければならない。

2 区長は、前項の事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。但し、軽微な変更については、この限りではない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、毎会計年度当初に予算が成立しないときは、区長は、役員会の承認を得て、毎年度予算と同額以下の暫定予算を定めて、これを執行することができる。

4 前項の暫定予算は、当該年度の予算が成立したときには、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 36 条 この会の事業報告及び収支決算は、区長が事業報告書、収支決算書を作成し、毎会計年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 37 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 38 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第 39 条 この会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、並びに第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の承認をえなければならない。

(残余資産の処分)

第 40 条 この会の解散のときに有する残余資産は、総会において総会出席者の 4 分の 3 以上の議決を得て、処分を決めるものとする。

第8章 雑則

(書類及び帳簿の備え付け)

第41条 この会は、その事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
但し、収入及び支出に関する帳簿は、会計が保管することができる。

- (1) 規約
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員に関する書類
 - (4) 認可及び登記に関する書類
 - (5) 総会及び役員会の議事録
 - (6) 資産台帳
 - (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
 - (9) その他の必要な書類及び帳簿
- (委任)

第42条 この規約の施行に必要な事項は、区長が総会の議決を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成18年5月28日から施行する。

(経過措置)

この規約の施行の日以後、最初に選任される町内会長及び監事のうち、各1名については、第15条の規定にかかわらず、総会の議決を得て、初年度に限り、任期を1年とする。

この会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

この会の設立初年度の会計年度は、第37条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成21年5月10日 青木平区通常総会 青木平区規約の改正について)

(施行期日)

この規約は、平成21年5月10日から施行する。

附 則 (平成28年4月17日 青木平区通常総会 青木平区規約の改正について)

(施行期日)

この規約は、平成28年4月17日から施行する。

青木平区運営細則

(区長等選考委員会)

第1条 規約第13条に定める区長、副区長、理事及び監事選考委員会については、役員会がこれにあたる。

2 委員長1名を置き、委員の互選による。

但し、区長及び、監事はこれを兼ねることができない。

3 選考委員会は、区長、副区長、理事及び監事の改選6ヶ月前までに、区長がたちあげる。

(役員の報酬)

第2条 規約第18条第1項に定める役員の報酬については、次のとおりとする。

(1) 区長、町内会長の報酬については、市からの支給があるため、当区費用から支給しない。

(2) 会計の報酬については、年額4万円を支給する。

(3) 班長と監事は、原則として無報酬とする。

(4) 副区長の報酬については、年額5万円を支給する。 H31.2.10 改正

(5) 理事の報酬については、年額2万円を支給する。 H28.2.14 改正

2 報酬を支給する担当業務が生じた場合は、当該担当の役員に報酬を支給することがきるものとし、支給の可否及び金額については役員会が決定する。

(功労者表彰)

第3条 青木平区に、多大な貢献をした人には、その功績を讃えて、記念品と感謝状を贈る。

2 表彰者は、役員会で決定する。

3 功労者表彰の対象条件及び記念品等については、次の通りとする。 R2.2.9 改正

(1) 輪番による役職者を除く自治会役員(区長、副区長、理事、監事)及び富士宮市委嘱委員(民生童委員、主任児童委員、青少年指導委員)を対象とする。

(2) 青木平区内の公共施設(公園、道路)の清掃活動等を日常的、または定期的に環境美化活動を自主的に行っている個人または団体を対象とする。

(3) 青木平区内で社会福祉活動を自主的に行っている個人または団体を対象とする。

(4) いずれの対象者も6年以上の貢献実績を必要とする。

(5) 受賞者への記念品は、自治会役員及び富士宮市委嘱委員は1万円相当、それ以外の個人または団体は5,000円相当とし、感謝状を授与するものとする。なお、功労者表彰の対象者は執行委員会で推薦し、役員会で決定する。

(6) 功労者表彰の時期は、役職者については役職退任時、役職者以外の対象者もしくは団体においては6年を越えた適切な時期とする。

(会員の葬儀・出産祝い) R2.12.13 改正

第4条 会員の葬儀に際して協力する必要がある場合は、会員の所属する班の班長及び班により行う。

2 葬儀に際して、希望者には区民館及びその備品の使用を認める。但し、使用に当たっては、管理者の許可を受け、使用後に使用報告書を提出する。

3 区の香典は、会員世帯について5千円とする。

4 会員世帯で赤ちゃんが誕生した場合は、出産祝い金として区から1万円を贈る。

なお、出産お祝い金の請求期間は区内に在住し、出産後2年間とする。この期間を超過した場合は支給しない。

5 班の取扱いについては、その班において決定する。

(区民館の使用)

第5条 区民館の管理責任者(以下、「管理者」という)は、区長とする。

2 区民館を使用する場合は、管理者の許可を受け、使用後は備え付けの使用記録簿に記入することとする。

3 鍵の保管は、区長、町内会長、会計とし、その他区長が必要と認めた場合は、その保管者を定め、受渡しを明確にして貸し渡すことができる。

4 区民館の使用上の注意事項は次のとおりとする。

(1) 使用に当たっては、管理者に申し出て予約をすること。

(2) 館内使用後は必ず清掃し、使用器具は所定の位置に置き、火気及びガスの元栓の確認をすること。

(3) 許可を受けないで、所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(4) 許可を受けないで、壁、柱等に張り紙、釘打等をしないこと。

(5) 騒音発生その他、他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(6) 使用後、鍵は速やかに保管者に返納すること。

5 使用料金は、次のとおりとする。

(1) 会員の使用は無料。

(2) 会員の営利目的による使用は1回1,000円。

(3) 会員以外の使用は1回5,000円。

但し物品販売者等の使用については、その規模、内容を管理者が検討し、可否を決定する。

(ごみ集積所の使用)

第6条 各ごみ集積所の維持、管理については、区長の指示に従う。

但し、環境美化委員がこれを代行することができる。

2 使用料金は、次のとおりとする。

(1) 会員の使用は無料。

(2) 会員以外の使用は、定住者年額5,000円、非定住者年額3,600円。

(一斉清掃)

第7条 青木平区内の一斉清掃は、年間春秋2回実施するものとし、区長の指示に従う。

2 一斉清掃は、『美しく、綺麗な青木平』でありたいと思う方々の活動であり、原則として会員世帯各1名以上参加するものとし、都合によりやむを得ず参加できない場合は、班長にその旨を連絡する。 H30.2.11 改定

(細則の変更)

第8条 この細則の変更は、役員会において、その構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1. この細則は、平成18年5月28日から施行する。

附 則(平成21年4月12日 青木平区役員会 青木平区運営細則の改定について)

(施行期日)

1. この改正は、平成21年4月12日から施行する。

附 則(平成24年2月19日 青木平区役員会 青木平区運営細則の改定について)

(施行期日)

1. この改正は、平成24年2月19日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 14 日 青木平区役員会 青木平区運営細則の改定について）
（施行期日）

1. この改正は、平成 28 年 2 月 14 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 11 日 青木平区役員会 青木平区運営細則 第 7 条 2 項の改定について）
（施行期日）

1. この改正は、平成 30 年 2 月 11 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 11 日 青木平区役員会 青木平区運営細則 第 2 条 (4)の改定について）
（施行期日）

1. この改正は、平成 31 年 2 月 11 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 10 日 青木平区役員会 青木平区運営細則 第 3 条 3 項の追加改定について）
（施行期日）

1. この改正は、令和 2 年 2 月 10 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 14 日 青木平区役員会 愛機大楽運営細則 第 4 条 4 項の追加改定および 5 項の項番追加改定について）
（施行期日）

1. この改正は、令和 2 年 12 月 14 日から施行する。

青木平区会費細則

第1条 規約第7条に定める会費は、次のとおりとする。

(1) 会費は、会員の世帯毎とする。

(2) 会費は、月額 550 円とし、区に納入する。

会費 550 円の内、350 円は区一般運営費用に、200 円は区民館補修関係・防災関係費用に充当するものとし、夫々、分別会計とする。

(3) 賛助会員の取扱いと賛助会費の額については、役員会で決定する。

(4) 班費の取扱いについては、夫々の班で決定する。

第2条 この細則の変更は、規約第7条に基づき、総会の議決を要する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 18 年 5 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 5 月 11 日 青木平区通常総会 青木平区会費細則一部改訂について)

(施行期日)

1 この改訂は、平成 20 年 4 月 1 日に遡及する。

富士宮市からの委嘱委員の仕事について

環境美化推進委員

富士宮市では各行政区ごとに 128 区 132 人の環境美化推進委員を委嘱しています。環境美化推進委員は、緑の腕章をしてごみ集積場所での指導や、ごみの不法投棄監視など、地域の生活環境向上のための活動をおこないます。

青木平区環境美化委員の仕事内容

1. 富士宮市生活環境課からの委嘱業務の内容

1.1. 毎週一度各集積所（第 1～3 集積所）の巡回

毎月末、巡視報告書を市へ提出する。（封書にて市へ郵送）

1.2. 不法投棄物の回収、報告

ごみ不法投棄処理票を市へ提出する。（封書にて市へ郵送）

〔問い合わせ先〕

環境部 生活環境課 廃棄物対策係

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地(市役所 4 階)

電話番号：0544-22-1137

ファックス番号：0544-22-1207

メール：kankyo@city.fujinomiya.lg.jp

* 封筒、巡視報告書、ごみ不法投棄処理票は総会で配布されます。

2. 青木平区への協力行事および役割

1.3. 春の一斉清掃（クリーン作戦）時のごみ集積所のペンキ塗り（年一回の頻度）

毎年一カ所ごみ集積所のペンキ塗りを実施するので在庫を確認の上、不足があればペンキを用意する。1 缶あれば足りる

購入したペンキの費用は、区へ請求する。

* ペンキ塗りは、春の一斉清掃時、雨天の場合は秋に延期される場合がある。

1.4. ごみ集積所掃除当番表の作成依頼と確認

1.5. 粗大ごみ回収の立ち会い（年 4 回）

公園西側入口（リズム幼稚舎の向かい側）で粗大ごみの回収に立ち会い、回収後は掃除を行う。

粗大ごみ回収車は 午前 8 時 0 0 分～午前 9 時 0 0 分頃に来る。

3. 青木平区環境美化委員の引き継ぎ内容

1. 青木平区環境美化委員（以下、環境美化委員という）の役割

環境美化委員は、富士宮市から環境美化推進委員として業務委嘱され、青木平区の環境美化に貢献する。

また、区長からの要請を受け、青木平区の環境美化関連業務を遂行する。

2. 任期

原則として2年間（10月1日～翌々年の9月30日まで）

3. 環境美化委員の位置付け

青木平区の推薦委員として、環境美化に関する市からの委託業務推進、区との協力、および区執行部会への提言を行う。

4. 環境美化委員の主な仕事

4.1. ごみ集積所の管理

1) ごみ集積所のパトロール（原則 週3回 水・金・土）

2) ごみ集積所巡視報告書を月に1度、市に送付する。

* 第三様式+指定封筒で毎月5日の〆切りとなっています。

4.2. ルール違反ごみの処理について

1) 原則として、清掃当番となる班に処理をお願いしています。

2) 違反ごみが累積した場合は、当番班の班長に連絡し処理をお願いする。

3) 不法投棄ごみについては環境美化委員が、ごみ不法投棄処理票に記入し、市に提出して処理してもらいます。

4.3. 集積所の鍵の管理について

1) ごみ集積所の鍵は当番班から次の当番班長に回す仕組みとなっています。

2) 第1から第3集積所の予備キーは、環境美化委員が保管します。

4.4. 粗大ごみの処理（4回／年 3月・6月・9月・12月）

1) 粗大ごみ集積場所：公園西側入口（リズム幼稚舎の向かい側）

2) 粗大ごみ出し時間：午前6時00分～午前8時00分 まで

5. 夏（10月）の一斉草刈りについて

青木平区の美化活動として毎年9月末から10月上旬に、道路際に生えた雑草の草刈りを実施する。

環境美化委員としての直接的な役割はないが、区民の一人として草刈り活動に協力していく。

6. その他

引き継ぎ会を開催し、以上の内容を次の環境美化委員に確実に引き継いで頂く。

民生児童委員

民生委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、区長から推薦を受け、市長が推薦をして厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員（ボランティア）です。それぞれの地域に

において社会福祉の増進に向け、活動を行います。また、「児童委員」を兼ねていますので、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、児童福祉への活動も合わせて行います。

1. 民生委員の主な活動

- 高齢者や障害のある方の福祉に関する相談や、支援を必要とする方と行政や専門機関をつなぐパイプ役を努めます。
- 富丘地区社会福祉協議会推進委員として『あったか家族の集い部会』、『福祉の集い部会』を担当します。

2. 任 期

3年間 再任も可能。 毎年12月が一斉改選の時期

保健委員

富士宮市健康増進課（保健センター）から委嘱された仕事です。自らの健康に関心を持ってもらえるよう、健康づくり推進のために活動します。

1. 保健委員の主な活動

- 年に3～4回程度、全体研修会が行われます。また、富丘支部の活動として定例会が実施され、勉強会やイベントの準備を行います。
定例会は概ね1ヶ月～2ヶ月に1回程度開催されます。
- 富丘地区社会福祉協議会推進委員として『三世代交流部会（ウォーキング大会）』を担当します。
- 富丘まつり祭典委員として（要請があれば）『健康チェックコーナー』を担当します。

2. 任 期

2年間 （4月1日～翌々年の青木平区定例総会終了まで）

防災委員（各班選出の防災委員ではありません）

富士宮市危機管理局から委嘱された仕事で、災害時避難場所における自主防災会長（区長）の補佐を行います。

1. 防災委員の主な活動

- 青木平区においては防災委員長として、総合防災訓練（8月最終日曜日）、地域防災訓練（12月第1日曜日）および防災機材操作訓練等を指揮し、区民の防災意識の向上と、訓練を通して災害発生を想定した行動の意識付けを推進します。
- 任期中は青木平区の理事として執行部会および役員会へ出席します。

2. 任 期

2年間（4月1日～翌々年の青木平区定例総会終了まで）

青少年指導員

富士宮市教育委員会から委嘱された仕事です。地域社会における青少年活動を推進し、青少年の健全育成を図るため、地域の青少年育成団体・青少年指導者等と連携を取りながら、地域ぐるみで青少年を育成する推進役として活動します。

1. 青少年指導員の主な活動

- 青少年団体などへの助言・指導や、非行防止のための巡回などが含まれます。

2. 任 期

2年間（4月1日～翌々年の青木平区定例総会終了まで）

富丘地区社会福祉協議会からの委嘱委員の仕事について

地域代表

1. 地域代表の主な活動

- 富丘地区社会福祉協議会推進員として『広報部会』を担当します。
- 富丘交流センターまつりの準備委員を担当します。なお、担当する役割が変更される場合があります。

2. 任 期

2年間（4月1日～翌々年の青木平区定例総会終了まで）

体育委員

1. 体育委員の主な活動

- 富丘地区社会福祉協議会推進員として『グラウンド・ゴルフ部会』を担当します。
- 富丘交流センターまつりの準備を担当します。なお、担当する役割が変更される場合があります。
- 青木平区内の活動として以下の取り組みを行います。

- ① 市民スポーツ祭、富丘地区スポーツ活動窓口
- ② 市民スポーツ祭 区対抗試合（参加の場合）の支援
（グラウンド・ゴルフ大会、卓球大会、その他）

第 集積所

清掃当番のお願い

町内 班

(厳守願います)

当番表の作成が終了したら、そのコピーを次の当番の班長さんに必ずお渡しください。

ゴミの出し方が正しく理解されていないため、違反のものが蓄積される状況にあります。清掃当番が、違反の物について次の収集日までに対処していただきれば回収されますが、そのままといつまでたっても放置状態と成ります。そうすると、他の人も平気で同じ様にゴミを出して来てしまいます。当番の方には回収されなかった物については、ご面倒をお掛けします。清掃時に分別をお願いします。

(清 掃 曜 日)

当番表は裏面です！

水曜日： 可燃物の日

金曜日： 不燃物・紙パツク・トレイ・かん ペットボトル・びん
市のごみ収集日程表を確認下さい

土曜日： 可燃物の日

(重要) 当番表を作成しコピーを次の当番の班長さんに渡した後、以下の状況が発生した場合
は当初計画を変更せず、班内で処置願います。

(ケース1) 退会者がでた場合。 班内で代理対応をお願いします。

(ケース2) 新規加入者があつた場合。 次回から清掃当番に加えてください。

- ① なるべく早く清掃をお願いします。仕事の都合で午前中に出来ない人はあらかじめ班長にお知らせください。※(収集後のカキ開放状態をなくすためです。)
- ② 分別出来ないなどの理由で収集不可だった物については、次回に収集できるように対処してください。※(必ず、市指定の袋をしよつして分別してください。)
- ③ 清掃後、カキ掛けをしつかりしてください。 ※(ルール違反のゴミをなくすためです。)

班長さんは全員が終了したら「当番グッズ」を次の当番班の班長さんに引き継いでください。

ゴミ集積所の清掃当番表 (参考資料)

当番表

カギあけは、朝6時をお願いします。

(裏面)

※ カギ開けの連絡先を代表者とする場合は、代表者の氏名、および電話番号をご記入ください。

◆代表者氏名: _____
 ◆電話番号: _____

氏名	期間	電話番号
1	/ ~ /	
2	/ ~ /	
3	/ ~ /	
4	/ ~ /	
5	/ ~ /	
6	/ ~ /	
7	/ ~ /	
8	/ ~ /	
9	/ ~ /	
10	/ ~ /	
11	/ ~ /	
12	/ ~ /	
13	/ ~ /	
14	/ ~ /	
15	/ ~ /	
16	/ ~ /	
17	/ ~ /	
18	/ ~ /	
19	/ ~ /	
20	/ ~ /	

氏名	期間	電話番号
21	/ ~ /	
22	/ ~ /	
23	/ ~ /	
24	/ ~ /	
25	/ ~ /	
26	/ ~ /	
27	/ ~ /	
28	/ ~ /	
29	/ ~ /	
30	/ ~ /	
31	/ ~ /	
32	/ ~ /	
33	/ ~ /	
34	/ ~ /	
35	/ ~ /	
36	/ ~ /	
37	/ ~ /	
38	/ ~ /	
39	/ ~ /	
40	/ ~ /	

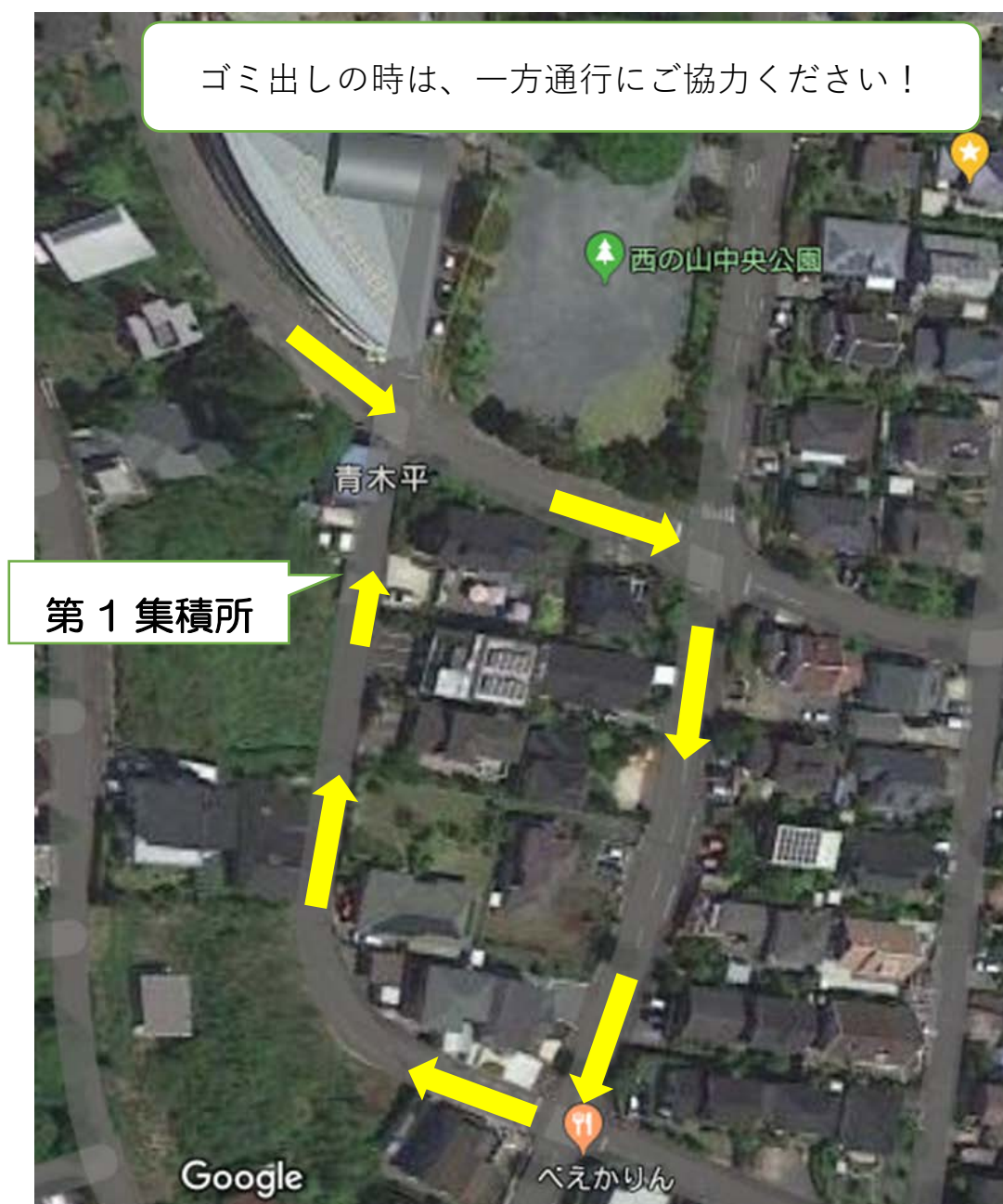
第 1 集積所を利用される皆様へ

青木平区 自治会

ゴミ出し指定日は、住民ルールとして事故防止を目的に、車の通行は一方通行としています。

(下記の図を参照ください。)

何とぞご理解の上、ご協力をお願い致します。



青木平区 役員持ち回り表

平成 29 年度 4 月（定例総会後）より、班名は新区割りの班名となる

1 町 内														
西暦	1班			2班			3班			4班			5班	
2015年													会	
2016						環						地代	長	
2017年						地代						保	会	
2018	★	体	防					会				健	長	
2019	会					体		計						
2020	長					育						環		地
2021			保	会					防			美		代
2022			健	長					災				会	
2023								会				体	計	
2024			環			地	長					育		
2025			美			代			保	会				防
2026					会				健	長				災
2027			体		計								会	
2028			育						環			地	長	
2029	会					防			美			代		保
2030	長					災					会			健
2031				会					体		計			
2032			地	長					育					環
2033			代			保	会					防		美
2034		会				健	長					災		
2035		計								会				体
2036年						環			地代	長				育

2 町 内																
西暦	1班			2班			3班			4班			5班		旧 6班	
2015年				会	長	保						美				地代
2016		会				健	会								防	体
2017年		計	環	長								災			育	
2018						地	会					環				
2019			保			代	長					美			防	
2020			健			会				会					災	
2021						計			体	長						
2022			環						育			地	会			
2023			美			防			保			代	長			
2024	会					災			健		会					
2025	長										計				体	
2026			地	会					環						育	
2027			代	長					美			防			保	
2028		会					会					災			健	
2029		計				体	長									
2030						育			地	会					環	
2031			防			保			代	長					美	
2032			災			健		会						会		
2033								計				体	長			
2034	会					環						育			地	
2035	長					美			防			保			代	
2036年				会	長				災			健		会	計	

「青木平区役員持ち回り表」新規作成の考え方

1. 新たな役員持ち回り表の作成に関する考え方（基本原則）

- 1) 各町内から選出される町内会長（任期2年）の持ち回り順序は、従来通りの班順送り、持ち回り制を継続する。
- 2) 同じ班から町内会長と会計の選出が重ならないよう、調整する。
- 3) 同一年で、同じ班から2名以上の役員選出とならないよう、調整する。
- 4) 持ち回り役員の担当が、一部の班に偏らないよう、公平さを確保する。

2. 班編成の改編に伴い、任期中に班の異動が生じた場合の処置について

- 1) 任期中に班の異動が生じた場合は、異動先の班にて担当の役割を継続して頂く。
- 2) 異動先で任期満了した場合の実績は、『輪番順序』へ反映する場合としない場合がある。
 - (a) 第1町内会長：2017年（H29年）は従来 of 順番である1-5（旧1-6）へ回る。
 - (b) 第2町内会長：改編のため任期途中で2-3から2-2へ異動、役割継続。任期満了後、2-3（旧2-4）から順に回す。
 - (c) 会計：改編の影響なし。調整変更なし。
 - (d) 環境美化委員：改編のため任期途中で1-2から2-1へ異動、役割継続。任期満了後、2-4から順番に回す。
 - (e) 地域代表委員：改編のため任期途中で1-4から1-2へ異動、役割継続。任期満了後、他の役割との重複を避け順番決定。
 - (f) 保健委員：改編のため任期途中で2-2から2-3へ異動、役割継続。任期満了後、他の役割との重複を避け順番決定。

3. 特例処置（2017年、2018年を調整期間とし、特例処理を講じた）

- 1) 体育委員：改編のため任期途中で2-6から2-5へ異動、役割継続。任期満了後、2018年（H30年）は調整のため、1-1が担当し任期を1年とする。2019年（H31年）は1-2が担当し、従来 of 任期2年に戻る。
- 2) 防災委員長：改編のため任期途中で2-5から2-4へ異動、役割継続。任期満了後、H30年は調整のため、1-1が担当し任期を1年とする。2019年（H31年）は2-5が担当し、従来 of 任期2年に戻る。

上記の調整および特例処置によって役員選出の『負担軽減』および『公平性』を確保することができた。

＊ 役員の重複選出を解消した。

＊ 不連続無役期間を解消し、規則正しく役が回ってくるようにした。

青木平区 中央公園清掃について

1 清掃内容

- ひと月ごとの各班持ち回りとなります。（5月は2回）
- 公園内とその周辺の落葉の掃き掃除、U字溝の泥撤去が主な掃除内容になります。
- 第2防災倉庫（公園トイレ裏）内に竹ぼうき等の清掃用具が入っていますのでご利用ください。または、第一防災倉庫の裏側の倉庫に竹ぼうき等が入っています。
- 落葉を回収したゴミ袋は、第1集積所（区民館横）に入れてください。
- 区民館周りの樹木の剪定を必要に応じ行ってください。

2 引き継ぎ

- 引き継ぎノートに清掃内容、申し送り事項等をご記入いただき、次の清掃当番班へ第1集積所の鍵と共に渡してください。

中央公園清掃分担表

	1月	2月	3月	4月	5月上旬	5月下旬	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3

2021年	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1
2022年	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4
2023年	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2
2024年	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5
2025年	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3
2026年	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1
2027年	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4
2028年	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2
2029年	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5
2030年	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3
2031年	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1
2032年	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4
2033年	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2
2034年	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5
2035年	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3
2036年	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1
2037年	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4
2038年	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2

防災訓練時の各班の役割表

2021/4/1

➤ なお、担当する役割が変更される場合があります。

	訓練区分		消火訓練		給食・給水訓練		救護訓練	
	実施訓練項目		消火栓訓練 水消火器操作	可搬式ポンプ操作 水消火器操作	非常食・炊き出し	給水ポンプ操作	テント設置・解体 簡易トイレ設置・解体	発電機・担架搬送 三角巾・AED
1	2021年	8月	2町内 1班・3班	1町内 1班・3班	2町内 5班	1町内 4班	2町内 2班・4班	1町内 2班・5班
		12月	1町内 1班・3班	2町内 1班・3班	1町内 4班	2町内 5班	1町内 2班・5班	2町内 2班・4班
2	2022年	8月	2町内 2班・5班	1町内 2班・5班	2町内 4班	1町内 3班	2町内 1班・3班	1町内 1班・4班
		12月	1町内 2班・5班	2町内 2班・5班	1町内 3班	2町内 4班	1町内 1班・4班	2町内 1班・3班
3	2023年	8月	2町内 1班・4班	1町内 1班・4班	2町内 3班	1町内 2班	2町内 2班・5班	1町内 3班・5班
		12月	1町内 1班・4班	2町内 1班・4班	1町内 2班	2町内 3班	1町内 3班・5班	2町内 2班・5班
4	2024年	8月	2町内 3班・5班	1町内 3班・5班	2町内 2班	1町内 1班	2町内 1班・4班	1町内 2班・4班
		12月	1町内 3班・5班	2町内 3班・5班	1町内 1班	2町内 2班	1町内 2班・4班	2町内 1班・4班
5	2025年	8月	2町内 2班・4班	1町内 2班・4班	2町内 1班	1町内 5班	2町内 3班・5班	1町内 1班・3班
		12月	1町内 2班・4班	2町内 2班・4班	1町内 5班	2町内 1班	1町内 1班・3班	2町内 3班・5班
6	2026年	8月	2町内 1班・3班	1町内 1班・3班	2町内 5班	1町内 4班	2町内 2班・4班	1町内 2班・5班
		12月	1町内 1班・3班	2町内 1班・3班	1町内 4班	2町内 5班	1町内 2班・5班	2町内 2班・4班
7	2027年	8月	2町内 2班・5班	1町内 2班・5班	2町内 4班	1町内 3班	2町内 1班・3班	1町内 1班・4班
		12月	1町内 2班・5班	2町内 2班・5班	1町内 3班	2町内 4班	1町内 1班・4班	2町内 1班・3班
8	2028年	8月	2町内 1班・4班	1町内 1班・4班	2町内 3班	1町内 2班	2町内 2班・5班	1町内 3班・5班
		12月	1町内 1班・4班	2町内 1班・4班	1町内 2班	2町内 3班	1町内 3班・5班	2町内 2班・5班
9	2029年	8月	2町内 3班・5班	1町内 3班・5班	2町内 2班	1町内 1班	2町内 1班・4班	1町内 2班・4班
		12月	1町内 3班・5班	2町内 3班・5班	1町内 1班	2町内 2班	1町内 2班・4班	2町内 1班・4班

※ 8月：総合防災訓練 平成28年度から8月の最終日曜日を地域の総合防災訓練の日として統一

※ 12月：地域防災の日 12月の第一日曜日を「地域防災の日」とし、県下各地で自主防災会を中心に「地域防災訓練」が実施される

青木平夏祭り実行委員長・アトラクション・出店 分担表

夏祭り実施年	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		2025年		2026年		2027年		2028年		2029年		2030年		
	1町内	2町内	1町内	2町内	1町内	2町内	1町内	2町内	1町内	2町内	1町内	2町内	1町内	2町内	1町内	2町内	1町内	2町内	1町内	2町内	1町内	2町内	
役員	実行委員長																						
	4		5		1		2		3		4		5		1		2		3		4		
合計		4		5		1		2		3		4		5		1		2		3		4	
アトラクション	抽選会・おにぎり引換																						
	4		1		5		2		1		4		1		5		2		1		4		
	花火																						
	5		3		1		4		2		5		3		1		4		2		5		
	綱引き																						
1		4		2		5		3		1		4		2		5		3		1			
ビンゴ/カラオケ (H29年以降カラオケと統合)																							
2		5		3		3		4		2		5		3		3		4		2			
輪投げ/スイカ割																							
3		2		4		1		5		3		2		4		1		5		3			
出店	チョコバナナ/らくがき煎餅																						
	4		1		5		2		1		4		1		5		2		1		4		
	焼きそば																						
	5		3		1		4		2		5		3		1		4		2		5		
	スーパーボール/ヨーヨー (H29年以降ヨーヨーと統合)																						
1		4		2		5		3		1		4		2		5		3		1			
フランクフルト/焼き鳥																							
2		5		3		4		2		5		3		4		3		4		2			
ビール/ラムネ/かき氷																							
3		2		4		1		5		3		2		4		1		5		3			

困った時の連絡先

- ◆ 防犯灯（外灯）の交換
防犯灯が切れているときは、伊藤電気が交換しますので、**※電柱番号**をお伝え下さい。
伊藤電気 TEL 24-8959
※電柱番号は4ケタの数字で「青木 0000」と表示されています。
- ◆ 立木の枝の伐採について
近隣の住居者のいない土地より出ている立木や枝の伐採を希望する場合で、電線に架かっている時は、NTTまたは東京電力へ **※電柱番号**を伝え、対応してもらって下さい。

株式会社NTT 西日本 - 東海 富士営業所 TEL 0545-54-2196
東京電力株式会社カスタマーセンター静岡 TEL 0120-995-901

※電柱番号は4ケタの数字で「青木 0000」または「坂下実紀00 右0」などと表示されています。
電線に掛かっていない場合は、近鉄不動産に該当番地を伝え、対応してもらって下さい。
近鉄不動産（株）首都圏事業部 TEL 03-3271-2481
- ◆ 同報無線情報 富士宮市消防本部警防課火災情報テレホンサービス
火災に関するお問い合わせは、TEL 0544-24-0009

寄り合い処のご案内

～四季折々に趣きを変える環境抜群の地で“明るく、元気に、楽しく”をモットーに、年齢に関係なく、気兼ねなく自由に集う時間を共有し、そこから新しい仲間や支え合いに発展して、引きこもり予防や気分転換が出来る時間を大切にしたい～
そんな寄り合い処です。

但し、寄り合い処に参加して頂きましたら、

- ①人の悪口、うわさ話はしない ②宗教の話はしない
- ③前歴の詮索はしない ④持ち込み（菓子等）はしない

以上の約束事で、区民館にて毎月30日、午前10:00～11:30（2月、12月は別日）に活動しています。



皆様の参加をお待ちしております！

管理費は、社会福祉協議会と区からの補助で賄っています。

お問い合わせは、寄り合い処 代表 高木陽子 青木平 355 TEL23-8522

110番

は
緊急の事件・事故などをいち早く
警察に通報するための**緊急電話**です

生活の安全に関する不安や悩み

警察業務に関する**愚問・妄言**は

警察相談専用電話 **#9110**

に連絡してください

こんなときはすぐに 110 番

- けんかをしているのを目撃したり、人の悲鳴を聞いたとき
- 刃物などの凶器を持っているのを目撃したとき
- 不審な人や車を目撃したとき
- 空き巣・ひったくりなどの盗難被害にあったとき
- 倒れている人や迷子などをみたとき
- 交通事故に遭ったとき

こんなときはすぐに 119 番

- 意識がない。
- 呼吸が困難である。
- 胸痛がする。
- 怪我をして出血がひどい。
- 腹部を強く打った後、痛みが強く、嘔吐や吐き気がする。
- 広範囲なやけどをした。
- 頭を打った。または、その他の理由で意識状態がおかしい。
- 激しい腹痛がする。
- 大量の吐血や下血がある。
- 痙攣が続いている。



緊急連絡先

救急医療センター	0544-24-9999
富士宮市立病院	0544-27-3151
西消防署	0544-27-0019
中部地域包括支援センター	0544-29-7808

相 談 窓 口

デイサービスセンターいちばん星 内
TEL : 0544-29-7808

地域包括支援センター

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要となる援助や支援を行うために設けられた、高齢者のための総合相談窓口です。介護や介護予防、医療や健康、福祉、生活に関することなど、あらゆる相談を受けつけており、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門家が連携して対応し、問題に応じて適切なサービスや機関、制度につなげます。

地域包括支援センターの役割

総合相談

高齢者の各種相談に幅広く総合的に対応しています。高齢者の困ったことに対して、必要なサービスや制度を紹介し、解決に導きます。

介護予防ケアマネジメント

要支援と認定された人や、支援や介護が必要となる可能性が高い人を対象に、身体状況の悪化を防ぎ、自立した生活が継続できるように、介護予防を目的とした支援を行います。具体的には、要支援認定を受けた高齢者に対する介護予防ケアプランの作成や、状況の把握、課題の分析を行います。

権利擁護

高齢者の方が安心して生活できるように、その方が持つさまざまな権利を守ります。具体的には、判断能力の低下により金銭管理ができなくなった高齢者に、金銭的搾取や詐欺から身を守るための成年後見制度の活用をサポートしたり、虐待被害の対応、防止、早期発見を行ったりと、高齢者の権利を守る取り組みをしています。

包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、地域全体の医療・保健・介護分野の専門家から地域住民まで幅広いネットワークをつくり、そこで暮らす高齢者の課題解決や調整に臨みます。具体的には地域ケア会議の開催、ケアマネジャーへの個別相談・アドバイス、支援困難事例等への指導・アドバイスなどの支援を行っています。

車いす等で乗降できるタクシー

要介護状態の方や体の不自由な方向けのタクシーです。
サービス・料金等各事業者によって異なりますので、詳細については各事業者へ直接お問い合わせください。

介護タクシーにしき	8:15~17:00 定休日/土・日・年末年始	富士宮市錦町1-10	28-2942	
ツーピース	8:00~17:30 時間外・土日の対応は要相談 定休日/祝祭日	富士宮市大岩118-29	23-5803	※ストレッチャー も対応可能
フリーウェイ	8:30~17:00 定休日/日・年末年始	富士宮市田中町762	26-9487	※ストレッチャー も対応可能

※介護保険サービスでの対応は、担当のケアマネジャーに御相談ください。

福祉車両を所有しているタクシー事業者

運転手は介護資格を所有していませんので、乗降介助はできません。

岳南タクシー	富士宮市中央町15-17	26-4114
ホンダタクシー(株)	富士宮市中央町9-2	26-5113
ミヤマタクシー(株)	富士宮市宮原22-4	27-3636

行政の相談窓口

相談内容		担当部署	電話番号
介護保険に関すること	介護保険料や保険証について	高齢介護支援課 介護保険係	22-1141
	在宅福祉利用について	高齢介護支援課 指導総務係	22-1114
	認定申請について	高齢介護支援課 認定審査係	22-1474
障害サービスに関すること	障害者手帳等について	障害療育支援課 障害支援係	22-1145
国民健康保険に関すること	国民健康保険税や保険証について	保険年金課 資格賦課係	22-1138
後期高齢者医療保険に関すること	後期高齢者医療保険料や保険証について	保険年金課 後期高齢者保険係	22-1482
健康に関すること	がん検診・介護予防について	健康増進課 健康増進係	22-2727
	予防接種について	健康増進課 母子保健係	
経済的問題に関すること	生活困窮やひきこもり等について	福祉総合相談課 福祉相談支援係	22-1561
交通に関すること	免許証自主返納について	市民生活課 交通対策室	22-1152

青木平くらしのガイド - 人と鳥のサンクチュアリー

初 版 : 平成 29 年 (2017 年) 04 月

第 2 版 : 令和 03 年 (2021 年) 10 月

(改訂版)

発 行 : 青木平自治会「青木平くらしのガイド」編集委員会

連絡先 : 〒418-0048

静岡県富士宮市青木平 503

表紙写真撮影 : 鬼頭 宏和 氏